

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号))

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章〜第四章 略 第五章 雑則(第五十八条―第六十条) 附則</p> <p>(市町村の廃置分合があつた場合における市町村民税の法人税割の承継)</p> <p>第一条の四 市町村の廃置分合があつたため一の法人の事務所又は事業所が二以上の承継市町村に所在することとなる場合においては、当該法人が消滅市町村に納付した、又は納付すべきであつた法第三百二十一条の八第二十項に規定する市町村民税の中間納付額については、法第三百二十一条の十三第二項の規定の例によつて当該法人の事務所又は事業所が所在することとなる承継市町村にあん分して得た額をそれぞれ当該承継市町村に納付されたものとみなし、又は納付されるべきものとする。</p> <p>(法定納期限とならない期限)</p>	<p>目次 第一章〜第四章 略 第五章 雑則(第五十八条・第五十九条) 附則</p> <p>(市町村の廃置分合があつた場合における市町村民税の法人税割の承継)</p> <p>第一条の四 市町村の廃置分合があつたため一の法人の事務所又は事業所が二以上の承継市町村に所在することとなる場合においては、当該法人が消滅市町村に納付した、又は納付すべきであつた法第三百二十一条の八第二十五項に規定する市町村民税の中間納付額については、法第三百二十一条の十三第二項の規定の例によつて当該法人の事務所又は事業所が所在することとなる承継市町村にあん分して得た額をそれぞれ当該承継市町村に納付されたものとみなし、又は納付されるべきものとする。</p> <p>(法定納期限とならない期限)</p>

第三条の二 法第十一条の四第一項に規定する政令で定める期限は、次に掲げる期限とする。

一 及び二 略

三 法第七十二条の二十五第二項から第五項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による期限

四 及び五 略

（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等）

第六条の九の二 略

2 法第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時
まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度又は連結事業年度に係る法第五十三条第一項、第二項若しくは第四項の申告書、法第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第四項の申告書又は法第七十二条の二十五第八項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項）の申告書若しくは第四項において準用する場合を含む。）
第七十二条の二十五第九項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四

第三条の二 法第十一条の四第一項に規定する政令で定める期限は、次に掲げる期限とする。

一 及び二 略

三 法第七十二条の二十五第二項から第五項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による期限

四 及び五 略

（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収の猶予を認めない場合等）

第六条の九の二 略

2 法第十五条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十五条の四第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項第一号の申告書若しくは同項第三号の修正申告書の提出があつた時
まで又は同項第二号の更正の通知を受けた日までに、当該申告書、修正申告書又は更正に係る事業年度又は連結事業年度に係る法第五十三条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の申告書、法第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項若しくは第五項の申告書又は法第七十二条の二十五第八項（法第七十二条の二十八第二項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項又は第七十二条の三十一第二項）の申告書若しくは第五項において準用する場合を含む。）
第七十二条の二十五第九項（法第七十二条の二十八第二項、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の

項 において準用する場合を含む。

む。)、第七十二条の第二十五第十項(法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第七十二条の二十六第四項の申告書(第四号において「事業税の申告書」という。))に係る税額が完納されていないとき。

二 法第十五条の四第一項第一号に該当する場合において、同号の申告書の提出があつた時までに当該申告書に係る事業年度又は連結事業年度に係る法第五十三条第一項、第二項若しくは第四項 又は第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第四項 の申告書が提出されていないとき。

三及び四 略

(期限の特例)

第六条の十八 法第二十条の五第二項に規定する政令で定める期限は、次の各号に掲げる期限とする。

一 略

二 法第七十二条の二十九第三項に規定する 残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日をもつて定めた期限

三々四 略

2 略

(法第二十三条第一項第四号の五の純資産額)

三十第二項及び第七十二条の三十一第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の第二十五第十項(法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項 において準用する場合を含む。)、若しくは第七十二条の二十六第四項の申告書(第四号において「事業税の申告書」という。))に係る税額が完納されていないとき。

二 法第十五条の四第一項第一号に該当する場合において、同号の申告書の提出があつた時までに当該申告書に係る事業年度又は連結事業年度に係る法第五十三条第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項若しくは第五項の申告書が提出されていないとき。

三及び四 略

(期限の特例)

第六条の十八 法第二十条の五第二項に規定する政令で定める期限は、次の各号に掲げる期限とする。

一 略

二 法第七十二条の三十第一項に規定する期限その他残余財産の分配又は引渡しの 日の前日をもつて定めた期限

三々四 略

2 略

(法第二十三条第一項第四号の五の純資産額)

第六條の二十三の二 法第二十三條第一項第四号の五に規定する純資産額として政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 相互会社（保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。）で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項又は第八十一条の二十二第一項

の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるものが、法第五十三条第一項又は第四項

の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書を提出する場合 当該相互会社のこれらの申告書に係る法第五十二条第二項第一号又は第三号

の期間の末日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

二 相互会社で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるもの又は相互会社で法第五十三条第二項に規定する連結法人であるものが、予定申告書（同条第一項の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書及び同条第二項の規定により提出すべき申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出する場合（次号に該当する場合を除く。） 当該相互会社の当

第六條の二十三の二 法第二十三條第一項第四号の五に規定する純資産額として政令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 相互会社（保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社をいう。以下本条において同じ。）で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項、第八十一条の二十二第一項又は第二百二条第一項若し

くは第四百四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるものが、法第五十三条第一項、第四項又は第五項の規定により

当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書を提出する場合 当該相互会社のこれらの申告書に係る法第五十二条第二項第一号、第一号の三又は第二号の期間の末日における貸借対照表に計上

されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

二 相互会社で法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があるもの又は相互会社で法第五十三条第二項に規定する連結法人であるものが、予定申告書（同条第一項の規定により当該法人税に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書及び同条第二項の規定により提出すべき申告書をいう。以下本条において同じ。）を提出する場合（次号に該当する場合を除く。） 当該相互会社の当

該予定申告書に係る法第五十二条第二項第一号又は第二号の期間の直前のこれらの号の期間の末日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

三 合併により設立された相互会社が当該合併の日を含む法第五十二条第二項第一号又は第二号の期間に係る予定申告書を提出する場合
当該相互会社の同日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額

(障害者の範囲)

第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の四第二項各号に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。第七条の十五の七第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者

該予定申告書に係る法第五十二条第二項第一号又は第一号の二の期間の直前のこれらの号の期間の末日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に当該期間に係る利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算した金額）

三 合併により設立された相互会社が当該合併の日を含む法第五十二条第二項第一号又は第一号の二の期間に係る予定申告書を提出する場合
当該相互会社の同日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額

(障害者の範囲)

第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の四第二項各号に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。第七条の十五の十一第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者

(収益事業の範囲)

第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十三条第二十七項の収益事業は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

(新生命保険料の対象となる保険料又は掛金)

第七条の十五 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料又は掛金とする。

- 一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容及同項第三号イに掲げる契約の内容及が一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第一号において「特定介護医療保険契約」という。）以外のものに係る保険料

(収益事業の範囲)

第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十三条第三十二項の収益事業は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

二 法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容が一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第二号において「特定介護医療共済契約」という。）以外のものに係る掛金

（旧生命保険料の対象とならない保険料）

第七条の十五の二 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料とする。

一 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補する旨の特約（法第三十四条第八項第二号ニに掲げる契約又は同条第一項第五号イに規定する保険金等（第七条の十五の四及び第七条の十五の九において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」という。）を除く。）が付されている保険契約に係る保険料のうち、当該特約に係る 保険料

二 法第三十四条第八項第二号ニに掲げる契約 の内容と同項第六号イ に掲げる契約（傷害保険契約）を除く

。 の内容が一体となつて効力を有する一の保険契約に係る保険料

（生命保険料控除額の控除の対象とならない保険料）

第七条の十五 法第三十四条第一項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金 は、次に掲げる保険料とする。

一 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補する旨の特約（法第三十四条第一項第五号ニに掲げる契約又は次条第三項に規定する保険契約に該当するもの

を除く。）が付されている保険契約に係る保険料のうち、当該特約に係る損害保険の保険料

二 法第三十四条第一項第五号ニに掲げる保険契約の内容と同条第八項第一号に掲げる損害保険契約（次条第三項に規定する保険契約を除く

。 の内容が一体となつて効力を有する一の保険契約に係る保険料

三 法第三十四条第一項第五号ニに掲げる保険契約で保険期間が五年に満たないものうち、被保険者が保険期間満了の日生存している場合に限り保険金を支払う定めのあるもの、被保険者が保険期間満了の日生存している場合及び当該期間中に災害、感染症の予防及び感染

(新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額)

第七條の十五の三 法第三十四條第一項第五号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同條第八項第一号に規定する新生命保険契約等(当該新生命保険契約等が他の保険契約(共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち、同年中に支払った当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち、当該新生命保険契約等に係る同條第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第三十四條第一項第五号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同條第八項第三号に規定する介護医療保険契約等(当該介護医療保険契約等が他の保険契約(共済に係る契約を含む

症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第二項又は第三項に規定する一類感染症又は二類感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金を支払う定めのあるものその他これらに類するものとして総務省令で定めるものに係る保険料

む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第四号に規定する新個人年金保険契約等（当該新個人年金保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

(介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲)

第七条の十五の四 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める

事由は、次に掲げる事由とする。

一 疾病にかかったこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第三十四条第一項第五号ロに規定する医療費その他の費用を支払ったこと。

二 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態(法第三十四条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。)

三 疾病又は身体の傷害により就業することができなくなったこと。

(介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金)

第七条の十五の五 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める

ものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料

二 法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金

(地震保険料控除額の控除の対象とならない保険料又は掛金)

第七條の十五の六 法第三十四條第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金は、同号に規定する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金のうち、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四條第一項第五号の三に規定する地震等損害（次号において「地震等損害」という。）により臨時に生ずる費用、同項第五号の三に規定する資産（次号において「家屋等」という。）の取壊し又は除去に係る費用その他これに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金

二 一の法第三十四條第一項第五号の三に規定する損害保険契約等（当該損害保険契約等においてイに掲げる額が地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）第二条に規定する金額以上とされているものを除く。）においてイに掲げる額に對する割合が百分の二十未満とされている場合における当該損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（前号に掲げるものを除く。）

イ 地震等損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

ロ 火災（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除く。）による損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済

金の額の定めがない場合にあつては、当該火災による損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額)

(特別障害者の範囲)

第七條の十五の七 法第三十四條第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

一 第七條第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九條

第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六條第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者

二 第七條第二号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一百五十五号）第六條第三項に規定する障害等級が一級である者として記載されている者

三 第七條第三号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者

四 第七條第四号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までである者として記載されている者

五 第七條第五号又は第六号に掲げる者

六 第七條第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が第一号又は第三

号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(承認規定等の範囲)

第七條の十五の八 法第三十四條第八項第一号に規定する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三條第一項第一号その他政令で定める規定は、同法第六條第一項（同法第七十九條第一項若しくは第二項、第八十一條第二項、第七十七條第一項、第一百十條の二第三項、第一百一條第二項又は附則第二十五條第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三條第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）及び第七十四條第四項及び第七十五條第二項の規定とする。

2 法第三十四條第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三條第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六條第一項（同法第七十六條第四項、第七十七條第五項、第七十九條第一項若しくは第二項、第八十條第二項、第七十七條第一項、第一百十條の二第三項又は附則第二十五條第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）第七十六條第一項、第七十七條第一項及び第一百十二條第一項の規定とする。

(生命保険料控除額の控除の対象とならない保険契約等)

第七條の十五の九 法第三十四條第八項第一号イに規定する政令で定める保険契約は、保険期間が五年に満たない保険業法第二條第三項に規定する生命保険会社又は同法第八項に規定する外国生命保険会社等の締

(生命保険料控除額の控除の対象とならない生命保険契約等)

第七條の十五の二 法第三十四條第一項第五号イに規定する政令で定める生命保険契約は、保険期間が五年に満たない生命保険契約の

結した保険契約のうち、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被保険者が保険期間満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項若しくは第三項に規定する一類感染症若しくは二類感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

2 法第三十四条第八項第一号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は、共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約のうち、被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、前項に規定する感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

3 法第三十四条第八項第二号ニに規定する政令で定めるものは、外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間（次項において「海外旅行期間」という。）内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

4 法第三十四条第八項第三号ロに規定する政令で定めるものは、海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる同項第一号ハに規定する生命共済契約等とする。

うち、被保険者が保険期間満了の日に生存している場合に限り保険金を支払う定めのあるもの又は被保険者が保険期間満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に規定する一類感染症若しくは二類感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り保険金を支払う定めのあるものとする。

2 法第三十四条第一項第五号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は、共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約のうち、被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合に限り共済金を支払う定めのあるもの又は被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、前項に規定する感染症その他これらに類する特別の理由により死亡した場合に限り共済金を支払う定めのあるものとする。

3 法第三十四条第一項第五号ニに規定する政令で定める保険契約は、保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等又は同条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

(生命共済契約等の範囲)

第七条の十五の十 法第三十四条第八項第一号ハに規定する政令で定める

生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 五 略

(生命保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲)

第七条の十五の三 法第三十四条第一項第五号ハに規定する政令で定める

生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 五 略

(保険金の支払事由の範囲)

第七条の十五の四 法第三十四条第一項第五号ニに規定する政令で定める

事由は、次に掲げる事由とする。

一 身体の傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第三十四条第一項第五号ニに規定する医療費その他の費用を支払ったこと。

二 身体の傷害若しくは疾病又はこれらを原因とする人の状態(法第三十四条第一項第五号ニに掲げる契約に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金を支払う旨の定めがある場合に限る。)

三 身体の傷害又は疾病により就業することができなくなったこと。

(退職年金に関する契約の範囲)

第七条の十五の十一 法第三十四条第八項第一号ニに規定する退職年金に

関する契約で政令で定めるものは、法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約とする。

(生命保険契約等となる退職年金に関する契約の範囲)

第七条の十五の五 法第三十四条第一項第五号ホに規定する退職年金に

関する契約で政令で定めるものは、法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約とする。

(年金給付契約の対象となる契約の範囲)

第七条の十五の十二 法第三十四条第八項第四号 に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約 年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同条第一項第五号ハ）に規定する特約が付されている契約又は他の保険契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の保険契約の内容を除く。）が次に掲げる要件を満たすもの
- イ〜ニ 略

- 二 法第三十四条第八項第一号ロに規定する旧簡易生命保険契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同条第一項第五号ハ）に規定する特約が付されている契約にあつては、当該特約の内容を除く。）が前号イからニまでに掲げる要件を満たすもの
- 三 法第三十四条第八項第一号ハに規定する農業協同組合の締結した生命共済に係る契約又は第七条の十五の十第一号若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容（法第三十四条第一項第五号ハ）に規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。）が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要

(個人年金保険契約等の対象となる契約の範囲等)

第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の二に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 法第三十四条第一項第五号イに掲げる生命保険契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容（同項第五号の二）に規定する特約が付されている契約 内容を除く。次号及び第三号において同じ。）が次に掲げる要件を満たすもの
- イ〜ニ 略

- 二 法第三十四条第一項第五号ロに掲げる簡易生命保険契約 年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。）のうち、当該契約の内容 内容を除く。次号及び第三号において同じ。）が前号イからニまでに掲げる要件を満たすもの
- 三 法第三十四条第一項第五号ハに規定する農業協同組合の締結した生命共済に係る契約又は第七条の十五の三第一号若しくは第二号に掲げる生命共済に係る契約で、年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。）のうち、当該契約の内容 内容を除く。次号において同じ。）が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要

からニまでに掲げる要件に相当する要件その他の総務省令で定める要件

件を満たすもの

四 第七条の十五の十第三号又は第五号に掲げる生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもののうち、所得税法施行令第二百十一条第四号の規定により指定されたもの

件を満たすもの

四 第七条の十五の三第三号又は第四号に掲げる生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもののうち、所得税法施行令第二百十一条第四号の規定により指定されたもの

2 法第三十四条第一項第五号の二八に規定する政令で定める要件は、前

項各号に掲げる生命保険契約、簡易生命保険契約又は生命共済に係る契約に基づく同条第一項第五号の二イに規定する者に対する年金の支払を次の各号のいずれかとすることとする。

一 当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日の属する年の一月一日以後の日（六十歳に達した日が同年の一月一日から六月三十日までの間である場合にあつては、同年の前年七月一日以後の日）で当該契約で定める日以後十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

二 当該年金の受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

三 第一号に定める年金の支払のほか、当該契約に係る被保険者又は被共済者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、当該年金の支払開始日以後十年以上の期間にわたつて、又はその者が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

（生命保険料控除額の控除の対象となる年金給付契約の要件）

第七条の十五の十三 法第三十四条第八項第四号ハに規定する政令で定め

る要件は、前条各号に掲げる契約に基づく同項第四号イに規定する者に

対する年金の支払を次のいずれかとするものであることとする。

一 当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日の属する年の一月一日以後の日（六十歳に達した日が同年の一月一日から六月三十日までの間である場合にあつては、同年の前年七月一日以後の日）で当該契約で定める日以後十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

二 当該年金の受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

三 第一号に定める年金の支払のほか、当該契約に係る被保険者又は被共済者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、当該年金の支払開始日以後十年以上の期間にわたつて、又はその者が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

（地震保険料控除額の控除の対象とならない保険料又は掛金）

第七条の十五の七 法第三十四条第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金は、同号に規定する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金のうち、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震等損害（次号において「地震等損害」という。）により臨時に生ずる費用、同項第五号の三に規定する資産（次号において「家屋等」という。）の取壊し又は除去に係る費用その他これに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金

二 一の法第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等（当

該損害保険契約等においてイに掲げる額が地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第二条に規定する金額以上とされているものを除く。）においてイに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が百分の二十未満とされている場合における当該損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（前号に掲げるものを除く。）。

イ 地震等損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

ロ 火災（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除く。）による損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該火災による損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

（特別障害者の範囲）

第七条の十五の八 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しく

は精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者

二 第七条第二号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級である者として記載されている者

三 第七条第三号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者

四 第七条第四号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までである者として記載されている者

五 第七条第五号又は第六号に掲げる者

六 第七条第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

第七条の十五の十四 法第三十四条第八項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 六 略

（法第五十二条第四項の政令で定める日）

第八条の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、同条第二項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一

（地震保険料控除額の控除の対象となる共済に係る契約の範囲）

第七条の十五の九 法第三十四条第八項第二号 に規定する政令で定める共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 六 略

（法第五十二条第四項の政令で定める日）

第八条の五 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、同条第二項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一

項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とする。

（法第五十三条第一項前段の法人税割額）

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項

、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加

項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とし、同項第一号の二に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とする。

（法第五十三条第一項前段の法人税割額）

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一

第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加

算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。)(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。
。(前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税額のうちに租税

算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額)に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。)(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。
。(前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額(当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額(その課税標準となる法人税額のうちに租税

特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項

、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあ

特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四

十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあ

るのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の六十七第七

一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当

るのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第七

一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当

する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)
に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等(当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。))に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係るもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項

、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合

する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)
に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等(当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。))に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度に係るもの(当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは

第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合

には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の六十七第七項、第六十八条の六十七第七項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3 及び 4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定める

には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八條の十五第五項、第六十八條の六十七第七項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3 及び 4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定める

ところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項

、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

（法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等）

第八条の十二 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額には、同条第二項の規定により当該法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び第八条の二十一において同じ。）とみなされたもの（当該法人の同法第十五条の第二項に規定する最初連結事業年度（第三項及び第八条の十五において「最初連結事業年度」という。）の開始の日後に法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条、第八条の十五及び第八条の十六において「適格合併等」という。）が行われた場合の欠損金額を除く。及び法人税法第五十七条第五項の規定により欠損金額とみなされた

ところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

（法第五十三条第六項の欠損金額の範囲等）

第八条の十二 法第五十三条第六項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額には、同条第二項の規定により当該法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び第八条の二十一において同じ。）とみなされたもの（当該法人の同法第十五条の第二項に規定する最初連結事業年度（第三項及び第八条の十五において「最初連結事業年度」という。）の開始の日後に法第五十三条第八項に規定する適格合併等（以下この節

において「適格合併等」という。）が行われた場合の欠損金額を除く。及び法人税法第五十七条第六項の規定により欠損金額とみなされた

ものを含むものとし、同条第四項の規定によりないものとされたものを含まないものとする。

- 2 法第五十三條第五項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同法第二條第三十七号に規定する青色申告書である確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書（当該法人が同条第十二号の七の三に規定する連結子法人（第四項、第八條の十四及び第九條の七第二十項において「連結子法人」という。）である場合にあっては、当該法人との間に同法第二條第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係（第四項、第八條の十四及び第九條の七において「連結完全支配関係」という。）がある同法第二條第十二号の七の二に規定する連結親法人（第四項において「連結親法人」という。）の連結確定申告書）が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。
- 3 法第五十三條第五項に規定する法人税法第五十八條第一項の災害損失欠損金額（以下この項において「災害損失欠損金額」という。）には、同条第二項の規定により当該法人の災害損失欠損金額とみなされたもの（当該法人の最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。）を含むものとする。
- 4 法第五十三條第五項に規定する法人税法第五十八條第一項の災害損失欠損金額は、当該災害損失欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同条第四項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書

ものを含むものとし、同条第五項の規定によりないものとされたものを含まないものとする。

- 2 法第五十三條第六項に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額は、当該欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同法第二條第四十号に規定する青色申告書である確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書（当該法人が同条第十二号の七の三に規定する連結子法人（第四項、第八條の十四及び第九條の七第二十項において「連結子法人」という。）である場合にあっては、当該法人との間に同法第二條第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係（第四項、第八條の十四及び第九條の七において「連結完全支配関係」という。）がある同法第二條第十二号の七の二に規定する連結親法人（第四項において「連結親法人」という。）の連結確定申告書）が提出されている場合における当該欠損金額に限るものとする。
- 3 法第五十三條第六項に規定する法人税法第五十八條第一項の災害損失欠損金額（以下この項において「災害損失欠損金額」という。）には、同条第二項の規定により当該法人の災害損失欠損金額とみなされたもの（当該法人の最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。）を含むものとする。
- 4 法第五十三條第六項に規定する法人税法第五十八條第一項の災害損失欠損金額は、当該災害損失欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同条第六項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書

又は連結確定申告書（当該法人が連結子法人である場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書）が提出されている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとする。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額の特例）

第八条の十四 法第五十三条第五項の法人を同条第七項に規定する被合併法人等（以下この条から第八条の十六まで）において

「被合併法人等」という。）とする特例適格合併等（法第五十三条第五項の法人（法人税法第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。以下この条において同じ。）の最初連結期間（法人税法第五十七条第八項第一号に規定する「

又は連結確定申告書（当該法人が連結子法人である場合にあっては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書）が提出されている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとする。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第六項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第六項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額の特例）

第八条の十四 法第五十三条第六項の法人を同条第八項に規定する被合併法人等（以下第九条の七及び第九条の八第四項を除き、この節において

「被合併法人等」という。）とする特例適格合併等（連結子法人である法第五十三条第六項の法人（法人税法第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人である法人を除く。以下この条において同じ。）が最初連結親法人事業年度（法人税法第五十七条第九項第二号に

「最初連結期間」をいう。以下この条において同じ。）内に

「当該法人を被合併法人とする適格合併（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、当該最初連結期間 開始の日に行われるものを除く。）が行

われた場合の当該適格合併及び法第五十三条第五項の法人の最初連結期間内に当該法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該残余財産の確定

をいう。以下この条及び第四十八条の十一の三において同じ。）が行われた場合における当該被合併法人等に係る法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「最初連結事業年度終了の日（二以上の」とあるのは「特例適格合併等の日の前日（当該特例適格合併等の日の前日に）」と、「場合には」とあるのは「場合の当該最初連結事業年度前に生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額については」とする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件）

規定する最初連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）

「当該最初連結親法人事業年度開始の日に行われるものを除く。）を行つた場合の当該適格合併及び連結子法人である法第五十三条第六項の法人が最初連結親法人事業年度において当該法人を分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。第九条の七第六項及び第九条の八第四項第二号において同じ。）とする法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。第九条の七第十八項及び第九条の八第五項において同じ。）とするもので、当該法人が当該最初連結親法人事業年度終了の前日に解散するもの）に限り、当該最初連結親法人事業年度開始の日に行われるものを除く。）を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割をいう。以下この条及び第四十八条の十一の三において同じ。）が行われた場合における当該被合併法人等に係る法第五十三条第七項の規定の適用については、同項中「最初連結事業年度終了の日（二以上の」とあるのは「特例適格合併等の日の前日（当該特例適格合併等の日の前日に）」と、「場合には」とあるのは「場合の当該最初連結事業年度前に生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額については」とする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件）

第八条の十五 法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、適格合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前七年内事業年度のうち同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額（同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。）に係る同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度（当該控除対象個別帰属調整額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第五項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法第五十三条第七項に規定する法人の道府県民税の確定申告書（以下この節において「法人の道府県民税の確定申告書」という。）を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例）

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併

第八条の十五 法第五十三条第八項に規定する政令で定める要件は、適格合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前七年内事業年度のうち同条第六項に規定する控除対象個別帰属調整額（同条第八項の規定により当該被合併法人等の同条第六項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。）に係る同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度（当該控除対象個別帰属調整額が当該適格合併等の前に行われた適格合併等（以下本節において「直前適格合併等」という。）において同条第八項

の規定により当該被合併法人等の同条第六項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度とする

。）後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法第五十三条第八項に規定する法人の道府県民税の確定申告書（以下本節において「法人の道府県民税の確定申告書」という。）を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例）

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第八項に規定する合併法人等（以下本節において「合併法人等」という。）の同項に規定する合併

等事業年度等開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この条において「合併法人等七年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等七年前事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立するもの

である場合を含む。）には、当該被合併法人等七年前事業年度開始日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例）

等事業年度等開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下本条において「合併法人等七年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下本条において「被合併法人等七年前事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併等が法人を設立するもの（以下本節において「新設適格合併等」という。）である場合を含む。）には、当該被合併法人等七年前事業年度開始日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日（当該適格合併等が新設適格合併等である場合にあっては、当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下本条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該合併法人等のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件)

第八条の十八 法第五十三条第十項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において同じ。)が同項に規定する前七年内連結事業年度のうちに同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額(同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。)の生じた連結事業年度(当該控除対象個別帰属税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第九項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第十一項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十一項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件)

第八条の十八 法第五十三条第十二項に規定する政令で定める要件は、適格合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前七年内連結事業年度のうちに同条第十一項に規定する控除対象個別帰属税額(同条第十二項の規定により当該被合併法人等の同条第十一項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。)の生じた連結事業年度(当該控除対象個別帰属税額が直前適格合併等において同条第十二項の規定により当該被合併法人等の同条第十一項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合

併 等の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。) 以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例)

第八条の十九 適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日(以下この条において「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」という。)(が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」という。)) 後である場合(当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。)) には、当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。)) の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの

併等の日の属する連結事業年度又は事業年度

とする。) 以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例)

第八条の十九 適格合併等に係る合併法人等の法第五十三条第十二項に規定する合併等事業年度等開始の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日(以下本条において「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」という。)(が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日(二以上の被合併法人等が行う適格合併等 において、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下本条において「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」という。)) 後である場合(当該適格合併等が新設適格合併等 である場合を含む。)) には、当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日(当該適格合併等が新設適格合併等 である場合にあっては、当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下本条において同じ。)) の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの

期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の第十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件）

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が同項に規定する前七年内事業年度のうち同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額（同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額と

期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該合併法人等のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の第十第五項、第四十二条の第十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件）

第八条の二十一 法第五十三条第十六項に規定する政令で定める要件は、適格合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前七年内事業年度のうち同条第十五項に規定する控除対象還付法人税額（同条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象還付法人税額と

みなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。))が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第八条の二十二 適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等開始の前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日(以下この条において「合併法人等七年前事業年度等開始日」という。))が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等七年前事業年度開始日」という。))後である場合(当該適格合併が法人を設立するものである場

みなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該控除対象還付法人税額が直前適格合併等において同条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第八条の二十二 適格合併等に係る合併法人等の法第五十三条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日(以下本条において「合併法人等七年前事業年度等開始日」という。))が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下本条において「被合併法人等七年前事業年度開始日」という。))後である場合(当該適格合併等が新設適格合併等である場

合を含む。)には、当該被合併法人等七年前事業年度開始日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該法人それぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の第十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

合を含む。)には、当該被合併法人等七年前事業年度開始日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日(当該適格合併等が新設適格合併等である場合にあつては、当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下本条において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該合併法人等それぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の第十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第五十三条第十九項に規定する政令で定める額は、個別帰属特別控除取戻税額等とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第八条の二十四 法第五十三条第十六項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において同じ。)が同項に規定する前七年内連結事業年度のうち同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額(同条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額に係る連結事業年度(当該控除対象個別帰属還付税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十五項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

第九条 適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の日前七年以内に開始した連結事業年度

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第八条の二十四 法第五十三条第二十項に規定する政令で定める要件は、適格合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前七年内連結事業年度のうち同条第十九項に規定する控除対象個別帰属還付税額(同条第二十項の規定により当該被合併法人等の同条第十九項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額に係る連結事業年度(当該控除対象個別帰属還付税額が直前適格合併等において法第五十三条第二十項の

の規定により当該被合併法人等の同条第十九項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する連結事業年度又は事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

第九条 適格合併等に係る合併法人等の法第五十三条第二十項に規定する合併等事業年度等開始の日前七年以内に開始した連結事業年度

又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日（以下この条において「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）には、当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前七年内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（道府県民税の中間納付額の還付の手続）

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下「道府県民税の中間納付額」という。）の還

又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日（以下本条において「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等 にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下本条において「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併等が新設適格合併等 である場合を含む。）には、当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日（当該適格合併等が新設適格合併等 である場合にあっては、当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下本条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併等の日前七年内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該合併法人等のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（道府県民税の中間納付額の還付の手続）

第九条の二 法第五十三条第二十五項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下「道府県民税の中間納付額」という。）の還

付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条の規定による更正又は決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一〇四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、法第五十三条第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定による道府県民税に係る申告書に記載された道府県民税額が過少であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、同条第二十二項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき道府県民税の中間納付額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第二十項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、道府県民税の中間納付額のうち、既に還付されることが確定したものであるときは、当該中間納付額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき道府県民税の中間納付額を算定する。

(道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるとき

付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条の規定による更正又は決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一〇四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、法第五十三条第一項、第四項、第五項、第二十七項又は第二十八項の規定による道府県民税に係る申告書に記載された道府県民税額が過少であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、同条第二十五項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき道府県民税の中間納付額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三条第二十五項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、道府県民税の中間納付額のうち、既に還付されることが確定したものであるときは、当該中間納付額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき道府県民税の中間納付額を算定する。

(道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の三 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるとき

は、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一項第一号若しくは第二号又は第九条の九の三第一項第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 略

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書

に記載された道府県民税額又は当該還付の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額（次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額）に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

（還付すべき道府県民税の中間納付額の充当）

は、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一項第一号若しくは第二号又は第九条の九の三第一項第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 略

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）法第五十三条第四項の申告書若しくは同条第五項の申告書（法人税法第百四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）に記載された道府県民税額又は当該還付

の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額（次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額）に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

（還付すべき道府県民税の中間納付額の充当）

第九条の四 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額（次条の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

- 一 還付すべき道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税額で法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二及び三 略

2 略

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額

の還付をする場合においては、当

該道府県民税の中間納付額（道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間納付額の金額に達するまで順次さかのぼって求めた道府県民税の中間納付額の金額とする。）に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日（当該道府県民税の中間納付額が法第五十

第九条の四 前二条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額（次条の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

- 一 還付すべき道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税額で法第五十三条第二十七項若しくは第二十八項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二及び三 略

2 略

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額（法第五十三条第五項の規定による道府県民税の申告書に係るものを除く。以下この条において同じ。）の還付をする場合においては、当

該道府県民税の中間納付額（道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間納付額の金額に達するまで順次さかのぼって求めた道府県民税の中間納付額の金額とする。）に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日（当該道府県民税の中間納付額が法第五十

三条第一項又は第二項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日までの期間（第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとし、法第五十五条第二項の規定による決定又は当該決定に係る同条第三項の規定による更正により還付する場合においては、当該期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除くものとする。）の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、前条の規定により当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2
略

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の免除）

第九条の六 第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額を当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の未納の道府県民税額に充当するとき

は、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除す

三条第一項又は第二項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日までの期間（第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとし、法第五十五条第二項の規定による決定又は当該決定に係る同条第三項の規定による更正により還付する場合においては、当該期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除くものとする。）の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、前条の規定により当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2
略

（道府県民税の中間納付額に係る延滞金の免除）

第九条の六 第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額を当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の未納の道府県民税額に充当するとき、又は法第五十三条第五項の規定による道府県民税の申告書

に係る道府県民税の中間納付額で未納のものに充当するときは、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除す

る。

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 法第五十三条第二十四項に規定する外国の法人税等(以下この条において「外国の法人税等」という。)の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額(以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「国税の控除限度額」という。)及び第四項の規定により計算した額(以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。)の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人(同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。第六

る。

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 法第五十三条第二十九項に規定する外国の法人税等(以下この条において「外国の法人税等」という。)の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額(以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「国税の控除限度額」という。)及び第四項の規定により計算した額(以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。)の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人(同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。第六

項において同じ。)がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得(同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第六項において同じ。)の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。)において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条及び第八十一条の十五の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額(以下この条において「控除限度超過額」という。)があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 略

項において同じ。)がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得(同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第六項において同じ。)の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。)において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条及び第八十一条の十五の規定並びに法第五十三条第二十九項及び第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することができた額を超える部分の額(以下この条において「控除限度超過額」という。)があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三条第二十九項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 略

4 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、国税の控除限度額に百分の五を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

5 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第五項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第四百四十四条第五項に規定する国税の控除余裕額（同令第四百四十五条第三項の規定によ

4 法第五十三条第二十九項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、国税の控除限度額に百分の五を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

5 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第五項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十九項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第四百四十四条第五項に規定する国税の控除余裕額（同令第四百四十五条第三項の規定によ

りないものとみなされた額を除く。)若しくは同令第五百五十五条の三十三第二項に規定する国税の個別控除余裕額(同令第五百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。)(以下この条及び第四十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。)、外国の法人税等のうち法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額(以下この条及び第四十八条の十三において「道府県民税の控除余裕額」という。)(又は外国の法人税等のうち法第三百二十一條の八第二十四項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額(以下この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。))を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該

りないものとみなされた額を除く。)若しくは同令第五百五十五条の三十三第二項に規定する国税の個別控除余裕額(同令第五百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。)(以下この条及び第四十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。)、外国の法人税等のうち法第五十三条第二十九項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額(以下この条及び第四十八条の十三において「道府県民税の控除余裕額」という。)(又は外国の法人税等のうち法第三百二十一條の八第二十九項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額(以下この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。))を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該

超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

6 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第十六項及び次条第四項第二号 において同じ。）、適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第三号 において同じ。）又は適格現物分配（同法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第四号 において同じ。）（以下この条において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。次条第四項第二号において同じ。）、現物出資法人（同法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第三号 において同じ。）又は現物分配法人（同法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第四号 において同じ。）（第十三項、第二十一項及び第二十五項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三

超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

6 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第十六項及び第九条の八第四項第二号において同じ。）、適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項、第十六項及び第九条の八第四項第三号において同じ。）又は適格事後設立（同法第二条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この項、第十六項及び第九条の八第四項第四号において同じ。）（以下この条において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。次条第四項第二号において同じ。）、現物出資法人（同法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項、第十六項及び第九条の八第四項第三号 において同じ。）又は事後設立法人（同法第二条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項、第十六項及び第九条の八第四項第四号 において同じ。）（第十三項、第二十一項及び第二十五項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三

年内事業年度等」という。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余
裕額とみなす。

一及び二 略

三 適格分社型分割(法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分
社型分割をいう。)、適格現物出資又は適格現物分配(以下この条に
おいて「適格分社型分割等」という。)
当該適格分社型分割等に係
る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下第十六項から第十
八項まで及び第二十八項から第三十項までを除き、この条において「
分割法人等」という。)
の分割等前三年内事業年度等(適格分社型分
割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開
始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のう
ちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課
税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当
該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くも
のとし、これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は当該分割
法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された
外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金
に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業
年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条
において同じ。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、
当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に
係る部分の金額

7
7
15
略

年内事業年度等」という。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余
裕額とみなす。

一及び二 略

三 適格分社型分割(法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分
社型分割をいう。)、適格現物出資又は適格事後設立(以下この条に
おいて「適格分社型分割等」という。)
当該適格分社型分割等に係
る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(以下第十六項から第十
八項まで及び第二十八項から第三十項までを除き、この条において「
分割法人等」という。)
の分割等前三年内事業年度等(適格分社型分
割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開
始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のう
ちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課
税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当
該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くも
のとし、これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は当該分割
法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された
外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金
に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業
年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条
において同じ。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、
当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に
係る部分の金額

7
7
15
略

16 第六項の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項から第十八項まで及び第二十八項から第三十項までにおいて「適格分割等」という。）により当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次項、第十八項及び第二十八項から第三十項までにおいて「分割法人等」という。）から事業の移転を受けた内国法人にあつては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

17 略

18 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第十二条の三に規定する分割承継法人をいう。次条第五項において同じ。）、被現物出資法人（同法第十二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。次条第五項において同じ。）又は被現物分配法人（同法第二条第十号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。次条第五項において同じ。）（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事

16 第六項の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項から第十八項まで及び第二十八項から第三十項までにおいて「適格分割等」という。）により当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（次項、第十八項及び第二十八項から第三十項までにおいて「分割法人等」という。）から事業の移転を受けた内国法人にあつては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事）に提出した場合に限り、適用する。

17 略

18 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第十二条の三に規定する分割承継法人をいう。次条第五項において同じ。）、被現物出資法人（法人税法第十二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。第九条の八第五項において同じ。）又は被事後設立法人（同法第二条第十号の六の二に規定する被事後設立法人をいう。第九条の八第五項において同じ。）（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事

業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19 第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

20 法人税法第七十一条第一項若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の第二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

21
30 略

31 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三

業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19 第五十三条第二十九項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

20 法人税法第七十一条第一項若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の第二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十九項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

21
30 略

31 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三

条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第四項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の五で除して得た数）にあん分して計算した額とする。

32 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第四項 に規定する申告書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第五項又は第二十項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

条第二十九項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について第四項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の五で除して得た数）にあん分して計算した額とする。

32 法第五十三条第二十九項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項又は第五項に規定する申告書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合（第二項、第五項又は第二十項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(法人税割額から控除する利子割額の計算)

第九条の八 法第五十三条第二十六項の規定により法人税割額から控除する利子割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

2 略

3 法人は、控除対象利子割額を前項に規定する方法により計算することに代えて、その利子割額に係る公社債利子等の元本を公社債又は投資信託の受益権の二種類に区分し、更にその元本を当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと一年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに、その利子割額に、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗ずる方法により計算することができる。

一及び二 略

4 法人が次の各号に掲げる事由により当該各号に定める法人(以下この項において「被合併法人等」という。)から公社債利子等の元本の移転を受けた場合には、当該被合併法人等の当該元本を所有していた期間は当該法人の当該元本を所有していた期間とみなして、前三項の規定を適用する。この場合において、当該法人が当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で当該元本の移転を受けたときは、前項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数(次項各号に掲げる事由により同項に規定する被合併法人等が所有していた公社債利子等の元本の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該開始の時にお

(法人税割額から控除する利子割額の計算)

第九条の八 法第五十三条第三十一項の規定により法人税割額から控除する利子割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

2 略

3 法人は、控除対象利子割額を前項に規定する方法により計算することに代えて、その利子割額に係る公社債利子等の元本を公社債又は投資信託の受益証券の二種類に区分し、更にその元本を当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間が一年を超えるものと一年以下のものとに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに、その利子割額に、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合を乗ずる方法により計算することができる。

一及び二 略

4 法人が次の各号に掲げる事由により当該各号に定める法人(以下この項において「被合併法人等」という。)から公社債利子等の元本の移転を受けた場合には、当該被合併法人等の当該元本を所有していた期間は当該法人の当該元本を所有していた期間とみなして、前三項の規定を適用する。この場合において、当該法人が当該公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で当該元本の移転を受けたときは、前項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数(次項各号に掲げる事由により同項に規定する被合併法人等が所有していた公社債利子等の元本の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該開始の時にお

いて所有していたその元本の数に当該被合併法人等が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由によりその法人に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を加算した数」とする。

一 三 略

四 適格現物分配 当該適格現物分配に係る現物分配法人

五 略

5 法人が公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で前項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人又は承継法人に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合における第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数（次項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る第五項の分割承継法人、同項の被現物出資法人、同項の被現物分配法人又は承継法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合には、その法人が当該開始の時に所有していたその元本の数にその法人が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由により当該分割承継法人等に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を控除した数）」とする。

6 略

（道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第九条の八の二 法第五十三条第三十五項に規定する政令で定める金額は

いて所有していたその元本の数に当該被合併法人等が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由によりその法人に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を加算した数」とする。

一 三 略

四 適格事後設立 当該適格事後設立に係る事後設立法人

五 略

5 法人が公社債利子等の計算の基礎となつた期間の途中で前項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る分割承継法人、被現物出資法人、被事後設立法人又は承継法人に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合における第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「元本の数」とあるのは、「元本の数（次項第二号から第五号までに掲げる事由により当該事由に係る第五項の分割承継法人、同項の被現物出資法人、同項の被事後設立法人又は承継法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）に公社債利子等の元本の全部又は一部の移転をした場合には、その法人が当該開始の時に所有していたその元本の数にその法人が当該事由の直前に所有していたその元本の数のうちに当該事由により当該分割承継法人等に移転をしたその元本の数の占める割合を乗じて計算した数を控除した数）」とする。

6 略

（道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第九条の八の二 法第五十三条第四十項に規定する政令で定める金額は

、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を
仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還
付）

第九条の八の三 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定に
よつて更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税
額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県
民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第三十五項の
規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人
税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方
団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付
額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による
延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された
延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に
対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された
延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額
の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間
納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第
二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を
仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還
付）

第九条の八の三 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定に
よつて更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税
額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県
民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第四十項の
規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人
税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方
団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付
額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による
延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された
延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に
対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された
延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額
の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間
納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第
二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三条第三十六項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の四 法第五十三条第三十六項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第三十六項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の八の五 道府県知事は、法第五十三条第三十六項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合においては、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第五十三条第三十七項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の六 法第五十三条第三十七項第三号に規定する政令で定める

(法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の四 法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の八の五 道府県知事は、法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合においては、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第五十三条第四十二項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の六 法第五十三条第四十二項第三号に規定する政令で定める

事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 特別清算開始の決定があつたこと。
- 二 略
- 三 略

(法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の七 法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合においては、同条第三十七項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 略
- 二 略

(法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の七 法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合においては、同条第四十二項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(利子割額控除等不足額の還付の手続)

第九條の九の二 法第五十三條第四十一項の規定によつて利子割額控除等不足額(同條第四十項)に規定する利子割額の控除不足額(同項の規定による充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当することができなかつた金額に相当する部分に限る。)をいう。以下この節において同じ。)の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五條第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、当該請求書に記載された同項第三号の金額が過大であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十一項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十一項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、当該還付すべき利子割額控除等不足額のうちに既に還付されることが確定

(利子割額控除等不足額の還付の手続)

第九條の九の二 法第五十三條第四十六項の規定によつて利子割額控除等不足額(同條第四十五項)に規定する利子割額の控除不足額(同項の規定による充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当することができなかつた金額に相当する部分に限る。)をいう。以下この節において同じ。)の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五條第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、当該請求書に記載された同項第三号の金額が過大であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十六項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十六項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、当該還付すべき利子割額控除等不足額のうちに既に還付されることが確定

したものがあるときは、当該還付すべき利子割額控除等不足額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき利子割額控除等不足額を算定する。

(還付すべき利子割額控除等不足額の充当)

第九条の九の三 前条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

一 還付すべき利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税額で法第五十三条第二十二項若しくは第二十三項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二及び三 略

2 略

(利子割額控除等不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の四 道府県知事は、第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額

したものがあるときは、当該還付すべき利子割額控除等不足額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき利子割額控除等不足額を算定する。

(還付すべき利子割額控除等不足額の充当)

第九条の九の三 前条の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、その還付すべき金額(次条の規定により加算すべき金額を含む。)をこれに充当するものとする。

一 還付すべき利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税額で法第五十三条第二十七項若しくは第二十八項の規定により納付すべきもの又は法第五十六条の規定により徴収すべきものがあるときは、当該道府県民税額に充当する。

二及び三 略

2 略

(利子割額控除等不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の四 道府県知事は、第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額(法人税法第百四条第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人が申告納付すべき法人税割額に係る利子割額控除等不足額(当該法人税割額の更正により増加した利子割額控除等不足額を含む。次条において「清算確定申告の控除等不足額」という。)を除く。以下この条において同じ。)の還付をする場合においては、当該利

の還付をする場合においては、当該利

子割額控除等不足額に、当該利子割額控除等不足額に係る第九条の九の二の規定による請求書（法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、当該利子割額控除等不足額に係る申告書）の提出のあつた日（同日が当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出期限前である場合には、その提出期限）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は同条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、同条の規定により当該利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2 略

（利子割額控除等不足額に係る延滞金の免除）

第九条の九の五 第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額の還付をする場合において、当該利子割額控除等不足額を当該利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の未納の道府県民税額に充当するとき

は、道府県知事は、当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

子割額控除等不足額に、当該利子割額控除等不足額に係る第九条の九の二の規定による請求書（法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、当該利子割額控除等不足額に係る申告書）の提出のあつた日（同日が当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出期限前である場合には、その提出期限）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は同条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。ただし、同条の規定により当該利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税に充当する場合には、この限りでない。

2 略

（利子割額控除等不足額に係る延滞金の免除）

第九条の九の五 第九条の九の二の規定により利子割額控除等不足額の還付をする場合において、当該利子割額控除等不足額を当該利子割額控除等不足額に係る事業年度分又は連結事業年度分の未納の道府県民税額に充当するとき、又は清算確定申告の控除等不足額に係る申告書に係る道府県民税の中間納付額で未納のものに充当するときは、道府県知事は、

当該充当に係る未納の道府県民税額についての延滞金を免除する。

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第九条の九の六 法第五十三条第四十二項の規定により控除することができなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

第九条の九の七 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第三十項（同条第三十二項）（同条第三十三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第

第九条の九の六 法第五十三条第四十七項の規定により控除することができなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

第九条の九の七 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第三十五項（同条第三十七項）（同条第三十八項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十八項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第

四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第五十三条第三十一項（同条第三十二項（同条第三十三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第三十項又は第三十一項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等）

第九条の九の八 法第五十五条の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政

四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第五十三条第三十六項（同条第三十七項（同条第三十八項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十八項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第三十五項又は第三十六項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等）

第九条の九の八 法第五十五条の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政

令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を継続した場合であつても法第五十五条の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等）

第九条の九の九 法第五十五条の四第一項に規定する合意がない場合その

令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を継続した場合であつても法第五十五条の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国（同条第一項に規定する条約相手国をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等）

第九条の九の九 法第五十五条の四第一項に規定する合意がない場合その

他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第五十五条の四第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

（利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる

他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第五十五条の四第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

（利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる

<p>交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1061 208 1114 376">交付時期</td> <td data-bbox="1061 376 1114 1108">交付時期ごとに交付すべき額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 208 212 376">八月</td> <td data-bbox="159 376 1061 1108"> <p>前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第二十六項</u>（<u>法人税法第七十一条第一項</u>（<u>同法第七十二条第一項</u>の規定が適用される場合に限る。）） <u>の</u>規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十一項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に<u>同条第二十二項</u>若しくは<u>第二十三項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第</u></p> </td> </tr> </table>	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額	八月	<p>前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第二十六項</u>（<u>法人税法第七十一条第一項</u>（<u>同法第七十二条第一項</u>の規定が適用される場合に限る。）） <u>の</u>規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十一項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に<u>同条第二十二項</u>若しくは<u>第二十三項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第</u></p>
交付時期	交付時期ごとに交付すべき額				
八月	<p>前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第二十六項</u>（<u>法人税法第七十一条第一項</u>（<u>同法第七十二条第一項</u>の規定が適用される場合に限る。）） <u>の</u>規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十一項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に<u>同条第二十二項</u>若しくは<u>第二十三項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第</u></p>				

<p>交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1061 1153 1114 1321">交付時期</td> <td data-bbox="1061 1321 1114 2063">交付時期ごとに交付すべき額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1153 212 1321">八月</td> <td data-bbox="159 1321 1061 2063"> <p>前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第三十一項</u>（<u>法人税法第七十一条第一項</u>（<u>同法第七十二条第一項</u>の規定が適用される場合に限る。））又は<u>第百二条第一項</u>（<u>同法第百十九条</u>の規定の適用がある場合を除く。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十五項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十六項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に<u>同条第二十七項</u>若しくは<u>第二十八項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第</u></p> </td> </tr> </table>	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額	八月	<p>前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第三十一項</u>（<u>法人税法第七十一条第一項</u>（<u>同法第七十二条第一項</u>の規定が適用される場合に限る。））又は<u>第百二条第一項</u>（<u>同法第百十九条</u>の規定の適用がある場合を除く。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十五項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十六項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に<u>同条第二十七項</u>若しくは<u>第二十八項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第</u></p>
交付時期	交付時期ごとに交付すべき額				
八月	<p>前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第三十一項</u>（<u>法人税法第七十一条第一項</u>（<u>同法第七十二条第一項</u>の規定が適用される場合に限る。））又は<u>第百二条第一項</u>（<u>同法第百十九条</u>の規定の適用がある場合を除く。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十五項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十六項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に<u>同条第二十七項</u>若しくは<u>第二十八項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第</u></p>				

	<p>二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
十二月	<p>八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額から、六月から九月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第四十項の規定により充当し、又は同条第四十一項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（六月から九月までの間に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県</p>
	<p>三十一項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
十二月	<p>八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額から、六月から九月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十一項の規定により控除し、同条第四十五項の規定により充当し、又は同条第四十六項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（六月から九月までの間に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十一項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県</p>

2 5 略	三月	に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額
	十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額から、十月から十二月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第四十項の規定により充当し、又は同条第四十一項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（十月から十二月までの間に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額	

2 5 略	三月	に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額
	十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額から、十月から十二月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十一項の規定により控除し、同条第四十五項の規定により充当し、又は同条第四十六項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（十月から十二月までの間に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十一項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額	

第十五条 法第七十二条の二第四項、第七十二条の五第一項及び第二項、
 (収益事業の範囲)

第十五条 法第七十二条の二第四項、第七十二条の五第一項及び第二項、
 (収益事業の範囲)

第七十二条の十三第二十四項並びに第七十二条の二十六第一項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。

(法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等)

第二十条の二の四 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 略

二 法人が各事業年度において確定給付企業年金法

第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第二条第四項に規定する加入者のために支出する同法第五十条第一項の掛金(同条第二項の規定により同項に規定する加入者が負担する掛金を除くものとし、同法第六十三条、第七十八条第三項及び第八十七条の掛金を含む。)及びこれに類する掛金又は保険料で総務省令で定めるもの

三〇七 略

2 略

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の二の十一 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項(連結法

第七十二条の十三第二十六項並びに第七十二条の二十六第一項の収益事業は、法人税法施行令第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。

(法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等)

第二十条の二の四 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 略

二 法人が各事業年度において確定給付企業年金法(平成十三年法律第

五十号)第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第二条第四項に規定する加入者のために支出する同法第五十条第一項の掛金(同条第二項の規定により同項に規定する加入者が負担する掛金を除くものとし、同法第六十三条、第七十八条第三項及び第八十七条の掛金を含む。)及びこれに類する掛金又は保険料で総務省令で定めるもの

三〇七 略

2 略

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の二の十一 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項(連結法

人税の個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、法人税法施行令百十六条の三中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項」と、同令百十七條の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」として、これらの規定の例によるものとする。

(法第七十二条の二十一第五項第一号の総資産の帳簿価額)

第二十條の二の十九 法第七十二条の二十一第五項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額(以下この条において「総資産の帳簿価額」という。)から、当該総資産の帳簿価額のうち第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、第六号に掲げる金額を加算して

人税の個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、法人税法施行令百十六条の三中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項」と、同令百十八條の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」として、これらの規定の例によるものとする。

(法第七十二条の二十一第三項第一号の総資産の帳簿価額)

第二十條の二の十九 法第七十二条の二十一第三項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額(以下この条において「総資産の帳簿価額」という。)から、当該総資産の帳簿価額のうち第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、第六号に掲げる金額を加算して

得た金額とする。

一〇四略

五 法第七十二条の第二十一第五項第二号に規定する特定子会社（以下この号において「特定子会社」という。）に対する貸付金及び特定子会社の発行する社債の金額

六略

（法第七十二条の第二十一第五項第二号の政令で定める株式又は出資）

第二十条の二十 法第七十二条の第二十一第五項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する他の法人が有する自己の株式又は出資とする。

（非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定）

第二十条の二十三 法第七十二条の第二十一第一号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の第二十一第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の三の五に規定する場所（以下この項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項において同じ。）のうち第七十二条の第二十一第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に

得た金額とする。

一〇四略

五 法第七十二条の第二十一第三項第二号に規定する特定子会社（以下この号において「特定子会社」という。）に対する貸付金及び特定子会社の発行する社債の金額

六略

（法第七十二条の第二十一第三項第二号の政令で定める株式又は出資）

第二十条の二十 法第七十二条の第二十一第三項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する他の法人が有する自己の株式又は出資とする。

（非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定）

第二十条の二十三 法第七十二条の第二十一第一号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の第二十一第一項の規定の適用については、同項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の三の五に規定する場所（以下この項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項において同じ。）のうち第七十二条の第二十一第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に

有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」とする。第二十条の二の十七第三項の規定は、この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

- 2 事業税を課されない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第五項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。）に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

3及び4 略

- 5 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第六項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十三第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告

法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第一項中「に算入された」とある

有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」とする。第二十条の二の十七第三項の規定は、この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

- 2 事業税を課されない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。）に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

3及び4 略

- 5 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十三第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告

法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第一項中「この項」とあるのは「

のは「又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、同条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（この項又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、同条第一項の規定により読み替えられた第四項」と、「次項及び第七項」とあるのは「以下この目」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同条第一項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「前項の規定の適用」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられたこの項」と、「損金の額に算入された」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。第五十八条において同じ。）に算入された」と、同条第六項中「場合又は」とあるのは「場合若しくは」と、「という。」とあるのは「という。」又は内国法人を地方税法施行令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第二項に規定する合併法人等とする同項に規定する適格合併等が行われた場合」と、「各連結事業年度又は」とあるのは「各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）若しくは」と、「各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第五項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該前日の属する事業年度又は当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度」とあるのは「各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた当該内国法人の個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この条、次条及び第五十九条において同じ。）（この項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）又は同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし個別欠損金額」という。）があるときは、当該前日の属する事業年度若しくは当該翌日の属する事業年度又は当該適格合併等の日の属す

「と、未処理欠損金額（当該」とあるのは「未処理欠損金額等（当該」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「金額）」とあるのは「金額（被合併法人等欠損金額に限る。））」と、「未処理欠損金額にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額」と、同条第三項中「前項に」とあるのは「地方税法施行令第二十条の第三項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の第三項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の第三項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項」とあるのは「欠

る事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）」と、「当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の」とあるのは「当該内国法人の個別欠損金額は当該内国法人の個別欠損金額が生じた事業年度において生じた欠損金額とみなし、当該みなし個別欠損金額は当該みなし個別欠損金額が生じたものとみなされる」と、同条第七項中「各連結事業年度」とあるのは「各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。））」と、「連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額」と、「連結事業年度を」とあるのは「事業年度を」と、同条第十一項中「第二項又は第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の第三項の規定により読み替えられた第二項」と、「第二項の合併等事業年度又は第六項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額等」と、「前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし」とあるのは「欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい」と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日に

損金額（欠損金額（同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第五項中「場合又は」とあるのは「場合若しくは」と、「という。」とあるのは「という。」又は第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは同項の内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で同項の内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合」と、「各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項」とあるのは「各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた当該内国法人の個別欠損金額（この項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし個別欠損金

等連結法人の連結欠損金の繰越しの不适用）」に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において」とあるのは「以下この条において」と、「当該支配日（当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。」とあるのは「当該支配日（」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の九の二第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度」とあるのは「事業年度」と、「各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「各事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「（第八十一条の九の二第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」とあるのは「開始の日」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「各事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、同法第五十八条第二項中「前項の規定により当該被合併法人等の前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額」とあるのは「当該被合併法人等の前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は個別帰属損金額」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一

額」という。)があるときは、当該翌日の属する事業年度又は当該適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)(における同条第一項の規定により読み替えられた第一項」と、「当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の」とあるのは「当該内国法人の個別欠損金額は当該内国法人の個別欠損金額が生じた事業年度において生じた欠損金額とみなし、当該みなし個別欠損金額は当該みなし個別欠損金額が生じたものとみなされる」と、同条第六項中「各連結事業年度」とあるのは「各事業年度(連結事業年度に該当する期間に限る。)」と、「連結欠損金個別帰属額を」とあるのは「個別欠損金額を」と、「連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額が生じた事業年度」と、「同項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項又は第五項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は第五項」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十七条の第二項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人の

条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)」とあるのは「個別欠損金額」と、法人税法施行令百十六条中「同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額」とあるのは「各事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額」と、「同条第四項」とあるのは「法第五十八条第四項」と、同令 第一百六条の三第一号中「同項」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項」と、同令百十八条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」として、これらの規定の例によるものとする。

うち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同条第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」とあるのは「適用事業年度開始の日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度」と、「前条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金

額等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「同法第五十八条第一項中「(第五十七条第一項」とあるのは「(地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「生じた欠損金額に相当する」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、「又は第五十七条第一項」とあるのは「又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第二項中「含み、次項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「含む」と、「損金の額」とあるのは「損

金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」と、「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前二項」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項

「と、法人税法施行令百十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く）」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項の規定によりないものとされたものを除く。以下この目において同じ）」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額等に」と、同項第一号中「法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、同項第二号中「同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第二項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読

み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、同条第五項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同項第二号中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同条第八項中「第五項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の規定は」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」とある

のは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七
条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該
適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項の規定により読み替え
られた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該内国法人」と、
同条第九項中「法第五十七条第五項」とあるのは「地方税法施行令第二
十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、
「連結欠損金個別帰属額（同項に規定する連結欠損金個別帰属額）」とあ
るのは「個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額）」と、「連結欠損
金個別帰属額のうち」とあるのは「個別欠損金額のうち」と、同条第十
三項中「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額又は」とあるの
は「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法
第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七
条第二項に規定する未処理欠損金額については」とあるのは「同令第二
十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定
する未処理欠損金額等については」と、「法第五十七条第二項）」とあ
るのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十
七条第二項）」と、同条第十四項中「同条第四項」とあるのは「地方税
法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七
条第四項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同令百十三
条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法
施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第
三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠
損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「欠損金額（

同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額に算入されたもの」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七条第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号」と、「欠損金額は」とあるのは「欠損金額等は」と、同号口中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額に算入された金額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額に算入された金額」と、「同条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同項

第三号中「前条第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項」と、「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項第一号」と、同条第二項中「前項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第三項各号」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「同条第三項各号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、「係る同項各号」とあるのは「係る地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、同条第五項中「同項各号に掲げ

る欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「前項において準用する第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同項第一号中「法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「欠損金額（同条第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項）」と、「同条第二項又は第五項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項又は第八項」と、「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同項第二号に掲げる欠損金額等」と、同項第三号中「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠

損金額等」と、同号イ中「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、同条第六項中「前項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項（これらの規定を第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及び第三項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えられた第四項」と、同令百十三条の二第九項中「同項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項に規定する欠損金額等」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第十六項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項、」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項、」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法

第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等」と、「制限対象欠損金額」とあるのは「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項」と、「同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」

とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同令第一百六条第二項中「法第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、「同令第二十条の三第一項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条第二項中「第一百二十二条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一百二十二条第二項」と、「第一百二十二条第二項中」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一百二十二条第二項中」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、「未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」と、同条第三項中「法第五十七条第一項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の」と、「欠損金額（同条第二項又は第五項）」とあるのは「欠損金額及び個別欠損金額（同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項）」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額及び個別欠損金額」と、「同条第二

項の規定」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額に」と、「生じた第五十七条第一項」とあるのは「生じた同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「」に」とあるのは「」又は個別欠損金額に」と、同令第一百六条の三第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第一百七条の二第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「法第五十七条第一項又は」とあるのは「同令第二十条第一項」と、「同令第一百八条第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」として、これらの規定の例によるものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第一項中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「この項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。」（この項」と、「損金の額に算入された」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第一項中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「この項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この条から第五十九条までにおいて同じ。」（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み

別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。)に算入された」と、「損金の額」とあるのは、「個別帰属損金額」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、「損金の額に算入される」とあるのは「個別帰属損金額に算入される」と、「同条第二項中「欠損金額(当該被合併法人等が当該欠損金額(この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等(当該被合併法人等が欠損金額等(欠損金額(この項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。)又は個別欠損金額(この項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。)をいい、地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第四項」と、「次項及び第七項」とあるのは「以下この目」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等(同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「除く。」をいう。以下この項において「未処理欠損金額」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「前項の規定の適用」とあるのは「同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、「未処理欠損金額(当該」とあるのは「未処理欠損金額等(当該」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「金額」とあるのは「金額(被合併法人等

替えられたこの項」と、「損金の額に算入された」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額(第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この項及び第五十八条において同じ。)に算入された」と、「損金の額」とあるのは「個別帰属損金額」と、「損金の額に算入される」とあるのは「個別帰属損金額に算入される」と、同条第十一項中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「第二項又は第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第二項」と、「第二項の合併等事業年度又は第六項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし」とあるのは「個別欠損金額(地方税法施行令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。)又は欠損金額(同条第二十条の三第四項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。)をいい」と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の九の二第一項(特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不适用)に規定する欠損等連結法人(以下この条において「欠損等連結法人」という。)であつたものを含む。以下この条において」とあるのは「以下この条において」と、「当該支配日(

「欠損金額に限る。」と、「未処理欠損金額にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」と、「生じた欠損金額とみなす」とあるのは「生じた個別欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす」と、同条第三項中「という。」の「前項に」とあるのは「という。」の「地方税法施行令第二十条の第三第二項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の第三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の第三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項」とあるのは「個別欠損金額（欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）

当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。」とあるのは「当該支配日（」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の九の第二項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」に、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「個別欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度」とあるのは「事業年度」と、「各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「各事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「（第八十一条の九の第二項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」とあるのは「開始の日」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額等」と、同条第四項中「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「各事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額等」と、同法第五十八条第一項中「損金の額」とあるのは「個別帰属損金額」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額又は欠損金額に」と、同条第二項中「前項の規定により当該被合併法人等の前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額」とあるのは「当該被合併法人等の前七年内事業年度の所得の金額の計算上個別帰属損金額又は損金の額」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別

又は個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項）」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第九項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「欠損金額（第二項又は第五項）」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項）」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の個別欠損金額」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、「第二項の合併等事業年度又は第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項」とあるのは「個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」

欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、法人税法施行令第十六条中「同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額」とあるのは「各事業年度の所得の金額の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額又は損金の額」と、「同条第四項」とあるのは「法第五十八条第四項」と、同令第一百六条の二第五項中「ある欠損金額（同条第二項）」とあるのは「ある個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項、第一百六条の三、第一百八条及び第一百五十五条の四において同じ。）（法第五十七条第二項）」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額」と、同令第一百六条の三第一号及び第一百八条第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第一百五十五条の四第一項中「法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、同条第二項第一号中「及び法第八十一条の九第一項」とあるのは「並びに法第五十七条第一項及び第五十八条第一項並びに」と、同項第二号中「法第八十一条の九第一項の規定に

と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において「」とあるのは「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「個別欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」とあるのは「適用事業年度開始の日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度」と、「前条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及

より連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」として、これらの規定の例によるものとする。

「第三項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同法第五十八条第一項中「(第五十七條第一項)とあるのは「(地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七條第一項)と、「損金の額」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、「又は第五十七條第一項た欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、「又は第五十七條第一項」とあるのは「又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられ

た第五十七条第一項」と、同条第二項中「災害損失欠損金額とみなされたものを含み、次項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「災害損失欠損金額とみなされたものを含む」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項の規定」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が

生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、法人税法施行令第一百十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「除く。」とあるのは「除く。以下この目において同じ。）」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第二項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、同条第五項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限

るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）」と、「法第五十七條第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同条第八項中「第五項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の規定」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第二項

の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該国内法人」と、同条第十三項中「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額又は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額については」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等については」と、「法第五十七條第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項」と、「同令第十四項中「同条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項に規定する欠損金額等」と、「同令百十三條第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第二項の規定

により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七条第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号」と、「法第五十七号第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」と、「法第五十七号第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七号第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七号第三項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七号第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七号第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七号第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七号第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七号第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七号第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七号第三項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは

は「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第三項各号」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「同条第三項各号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、「係る同項各号」とあるのは「係る地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、同条第五項中「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「前項において準用する第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた第一項」と、同項第一号中「法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「欠損金額（同条第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み

替えられた法第五十七条第一項」と、「同条第二項又は第五項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「同項第三号中「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、「同号イ中「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、「同号ロ中「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、「同条第六項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号

「と、同条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、「第四項」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第四項」と、同令百十三条の二第九項中「おける同項」とあるのは「おける地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項」と、「欠損金額（）」とあるのは「欠損金額等（）」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項、第三項又は第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項又は第三項」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「欠損金額（）」と

あるのは「欠損金額等」と、「制限対象欠損金額」とあるのは「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同令第一百十六条第二項中「法第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、同令第一百十六条の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、同令第一百十六条の

二第一項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、同条第二項中「第一百十二条第二項（）」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二条第二項（）」と、「第一百十二条第二項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二条第二項中」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」と、同条第三項中「法第五十七条第一項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の」と、「欠損金額（同条第二項又は第五項）」とあるのは「個別欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項）」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額」と、「同条第二項の規定」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額に」と、「生じた第五十七条第一項」とあるのは「生じた同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「に相当する」とあるのは「又は個別欠損金額に相当する」と、同令第一百六条の三第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第一百七条の二第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二号中「

法第五十七条第一項（ ）とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項（ ）と、「法第五十七条第一項又は」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は」と、同令第一百八条第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、同令第二号中「法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行

令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、同条第三項中「法第五十九条第三項に係る」とあるのは「地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項に係る」と、「法第五十九条第三項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項及び」として、これらの規定の例によるものとする。

3 前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合において、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度に該当する事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた当該連結申告法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は次項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定により当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし欠損金額」という。）があるときは、当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）の

3 前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合において、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度に該当する事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた当該連結申告法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は次項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定により当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし欠損金額」という。）があるときは、当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する適格合併等の日の属する

事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）の

所得の計算上、当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法人の欠損金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみなす。

所得の計算上、当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法人の欠損金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみなす。

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、第五項又は第九項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十條の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）及び個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）（同令第二十條の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をい、同令第二十條の三第四項の規定により読み替えられた第五項」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損

金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。次項及び第五項において同じ。）」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「生じた未処理欠損金額」とあるのは「生じた未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額等」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）と、当該未処理欠損金額等」と、「生じた欠損金額等」とあるのは「生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第五項中「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第九項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令第二十

条の三第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同条第四項の規定により読み替えられたこの項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項）」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、法人税法施行令第一百二十二条第二項中「欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第五項又は第九項）」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）（同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「（当該欠損金額」とあるのは「（当該欠損金額等」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、「とし、当該欠損金額が同条第六項に規定する分割

型分割を行った場合又は同項に規定する承認の取消し等の場合において同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたものであるときは当該分割型分割の日の前日の属する事業年度又は同項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度（以下この項において「分割前事業年度等」という。）とする」とあるのは「とすると、「直前適格合併等事業年度若しくは分割前事業年度等」とあるのは「直前適格合併等事業年度」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、同条第八項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第五項又は第九項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。次条第一項において同じ。）」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられ

た法第五十七条第五項」と、同条第十項中「同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人」と、同令百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該特定資本関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含む、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同号口中「法第五十七条第一項」

4| 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十項から第十二項までの規定の例によらないものとする。

第二十一条 略

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは「算入されたもの」と、法人税法施行令第百十二条第五項第二号及び第百十三条第一項第一号中「算入されたもの及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計

とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「同条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同項第三号中「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同条第二項及び第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同令第百十六条の二第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」として、これらの規定の例によるものとする。

5| 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十三項及び第十四項の規定の例によらないものとする。

第二十一条 略

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項、第三項第一号及び第五項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは「算入されたもの」と、法人税法施行令第百十二条第八項第二号及び第百十三条第一項第一号中「算入されたもの及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計

算の基礎となつたもの並びに」とあるのは「算入されたもの及び」として、これらの規定の例によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、法人税法第五十七条第二項に規定する同条第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは当該内国法人との間に同法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の關係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合又は同法第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等が行われた場合における第一項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（商工組合等の留保所得の算定に係る特例）

第二十一条の四 略

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い控除又は還付される納付事業税額の範囲）

第二十四条の二 法第七十二条の二十四の十第二項に規定する政令で定める金額は、当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割の額のうち法人が法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定によつて提出した申告書に記載された事業税額として納付されたものとする。

（法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付

算の基礎となつたもの並びに」とあるのは「算入されたもの及び」として、これらの規定の例によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等又は同条第五項に規定する適格合併等

が行われた場合における第一項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（漁業協同組合等の留保所得の算定に係る特例）

第二十一条の四 略

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い控除又は還付される納付事業税額の範囲）

第二十四条の二 法第七十二条の二十四の十第二項に規定する政令で定める金額は、当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割の額のうち法人が法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した申告書に記載された事業税額として納付されたものとする。

（法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付

する場合の還付加算金の計算)

第二十四条の二の四 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合には、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の法第七十二条の二十四の十第三項に規定する提出期限(当該提出期限後に当該申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する政令で定める事実

第二十四条の二の五 法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する

政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 特別清算開始の決定があつたこと。

二 略

三 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

する場合の還付加算金の計算)

第二十四条の二の四 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合には、法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の法第七十二条の二十四の十第三項に規定する提出期限(当該提出期限後に当該申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する政令で定める事実

第二十四条の二の五 法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する

政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 略

二 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第二十四条の二の九 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第七十二条の二十四の十一第一項（同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書が提出された日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 略

2 略

（法第七十二条の二十五第二項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等）

第二十四条の三 法第七十二条の二十五第二項（法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下

第二十四条の二の九 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第七十二条の二十四の十一第一項（同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書が提出された日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合にあつては当該申告書の提出期限、法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 略

2 略

（法第七十二条の二十五第二項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等）

第二十四条の三 法第七十二条の二十五第二項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下

本条において同じ。)の規定による承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日から四十五日以内に、総務省令で定めるところによつて、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、その指定を受けようとする日その他必要な事項を記載した申請書を道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事。第六項を除き、以下次条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

2及び3 略

4 第一項の申請書の提出があつた場合において、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日から二月以内に法第七十二条の二十五第二項の提出期限の延長又は第二項の却下の処分がなかつたときは、その申請に係る指定を受けようとする日を法第七十二条の二十五第二項の日として同項の提出期限の延長がされたものとみなす。

5及び6 略

(法第七十二条の二十五第三項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等)

第二十四条の四 法第七十二条の二十五第三項(法第七十二条の二十八第

二項又は第七十二条の二十九第二項)において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の規定による承認を受けようとする法人は、法第

本条において同じ。)の規定による承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項

の規定による申告書に係る事業年度終了の日から四十五日以内に、総務省令で定めるところによつて、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、その指定を受けようとする日その他必要な事項を記載した申請書を道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事。第六項を除き、以下次条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

2及び3 略

4 第一項の申請書の提出があつた場合において、法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日から二月以内に法第七十二条の二十五第二項の提出期限の延長又は第二項の却下の処分がなかつたときは、その申請に係る指定を受けようとする日を法第七十二条の二十五第二項の日として同項の提出期限の延長がされたものとみなす。

5及び6 略

(法第七十二条の二十五第三項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等)

第二十四条の四 法第七十二条の二十五第三項(法第七十二条の二十八第

二項)において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の規定による承認を受けようとする法人は、法第

七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十八第一項又は第七十二條の二十九第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日までに、総務省令で定めるところによつて、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、法第七十二條の二十五第三項の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数その他必要な事項を記載した申請書を道府県知事に提出しなければならない。

254 略

5 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「二月」とあるのは「十五日」と、「その申請に係る指定を受けようとする日を法第七十二條の二十五第二項の日として同項」とあるのは「一月間（法第七十二條の二十五第三項（法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間）法第七十二條の二十五第三項」と読み替へるものとする。

6 略

（法第七十二條の二十五第四項の規定による道府県知事に対する承認申請の手續等）

第二十四條の四の二 第二十四條の三の規定は、法第七十二條の二十五第四項（法第七十二條の二十八第二項又は第七十二條の二十九第二項）において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。

七十二條の二十五第一項又は第七十二條の二十八第一項
の規定による申告書に係る事業年度終了の日までに、総務省令で定めるところによつて、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、法第七十二條の二十五第三項の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数その他必要な事項を記載した申請書を道府県知事に提出しなければならない。

254 略

5 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「二月」とあるのは「十五日」と、「その申請に係る指定を受けようとする日を法第七十二條の二十五第二項の日として同項」とあるのは「一月間（法第七十二條の二十五第三項（法第七十二條の二十八第二項）において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間）法第七十二條の二十五第三項」と読み替へるものとする。

6 略

（法第七十二條の二十五第四項の規定による道府県知事に対する承認申請の手續等）

第二十四條の四の二 第二十四條の三の規定は、法第七十二條の二十五第四項（法第七十二條の二十八第二項）において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。

(法第七十二条の二十五第五項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等)

第二十四条の四の三 第二十四条の四第一項から第四項までの規定は、法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四第一項中「終了の日まで」とあるのは、「終了の日から四十五日以内」と読み替えるものとする。

2 第二十四条の三第二項から第四項までの規定は、前項において準用する第二十四条の四第一項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第四項中「その申請に係る指定を受けようとする日を法第七十二条の二十五第二項の日として同項」とあるのは、「二月間(法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。))の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間)法第七十二条の二十五第五項」と読み替えるものとする。

3 略

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開

(法第七十二条の二十五第五項の規定による道府県知事に対する承認申請の手続等)

第二十四条の四の三 第二十四条の四第一項から第四項までの規定は、法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項
において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十四条の四第一項中「終了の日まで」とあるのは、「終了の日から四十五日以内」と読み替えるものとする。

2 第二十四条の三第二項から第四項までの規定は、前項において準用する第二十四条の四第一項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第四項中「その申請に係る指定を受けようとする日を法第七十二条の二十五第二項の日として同項」とあるのは、「二月間(法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項
において準用する場合を含む。以下本項において同じ。))の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間)法第七十二条の二十五第五項」と読み替えるものとする。

3 略

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開

始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわ

始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八條の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわ

らず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連

らず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連

結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十
二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた
各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最
も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額の
うちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の第十五
項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八
条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、

第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八
項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち
当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金
額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて
当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度
の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定める
ところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の
前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し
た金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事
業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一
項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の

結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十
二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた
各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最
も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額の
うちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の第十五
項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八
条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、

第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八
項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち
当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金
額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて
当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度
の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定める
ところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の
前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し
た金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事
業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一
項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の

前日までに確定したものの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2
略

前日までに確定したものの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2
略

（申告納付の場合の清算中の予納額の還付）

第二十九条 第二十五条及び第二十六条の規定は、法第七十二条の三十一第四項の規定によつて道府県が同条第一項に規定する清算中の予納額（以下「清算中の予納額」という。）を還付する場合について準用する。
この場合において、第二十五条第一項第二号中「請求をする法人の代表者（法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者）」とあるのは「請求をする法人の清算人」と、同条第二項中「法第七十二条の二十八第二項の規定による申告書」とあるのは「法第七十二条の三十一第二項の規定による申告書」と、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは「当該清算中の予納額に係る法第七十二条の三十一第二項の申告書」と読み替えるものとする。

2 | 道府県が法第七十二条の三十一第四項の規定によつて清算中の予納額

(更正又は決定の場合の中間納付額の還付)

第二十九条 略

2～4 略

を還付する場合において、未納の清算中の予納額があるときは、還付すべき清算中の予納額をこれに充当する。

(更正又は決定の場合の中間納付額の還付)

第三十条 略

2～4 略

(更正又は決定の場合の清算中の予納額の還付)

第三十一条 法第七十二条の二十九第一項又は第七十二条の三十第一項の規定に該当する法人（これらの規定により提出すべき申告書のいずれをも提出せず、かつ、これらの申告書を提出しなかつたことによる決定を受けなかつた法人を除く。）が法第七十二条の三十一の規定による申告書を提出しなかつた場合において、法第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定により決定した事業税額が当該事業税額に係る清算中の予納額に満たないときは、道府県知事は、その満たない金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2 道府県知事は、前項に規定する法人が法第七十二条の三十一第一項の規定によつて提出した申告書に記載した事業税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた事業税額を減額する更正をした場合において、その更正後の事業税額が当該事業税額に係る清算中の予納額に満たないときはその満たない金額に相当する清算中の予納額を、その更正後の事業税額がないときは当該事業税額に係る清算中の予納額の全額を還付する。

(中間納付額に係る延滞金の免除)

第三十条 第二十五条又は第二十九条第一項 若しくは第二項の規定により中間納付額の還付をする場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の事業税額に充当するとき

は、
道府県知事は、当該充當に係る未納の事業税額 につ
いての延滞金を免除する。

(法第七十二条の三十八の二第一項及び第六項の政令で定める法人)

第三十一条 略

2 略

(法第七十二条の三十八の二第二項の担保の提供手続)

3 第二十六条及び第二十九条第二項の規定は、前二項の規定により清算中の予納額の還付をする場合について、前条第三項の規定は前項の規定により清算中の予納額を還付する場合について準用する。この場合において、第二十六条第二号中「当該中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八第二項の申告書」とあるのは「当該還付の基因となつた更正又は決定に係る通知書」と、前条第三項中「第二十五条から第二十八条まで又は前項」とあるのは「第二十六条又は第三十一条第二項」と読み替えるものとする。

(中間納付額又は清算中の予納額に係る延滞金の免除)

第三十二条 第二十五条若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定により中間納付額の還付をする場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度分の未納の事業税額に充当するとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により清算中の予納額の還付をする場合において、当該清算中の予納額を未納の清算中の予納額に充当ときは、道府県知事は、当該充當に係る未納の事業税額又は清算中の予納額について延滞金を免除する。

(法第七十二条の三十八の二第一項及び第六項の政令で定める法人)

第三十二条の二 略

2 略

(法第七十二条の三十八の二第二項の担保の提供手続)

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等)

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額(次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。)から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額(次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。)を控除した金額

二 略

2 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等)

第三十二条の四 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額(次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。)から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額(次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。)を控除した金額

二 略

2 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で

定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等(同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3及び4 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等)

定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国(同条第一項に規定する条約相手国をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3及び4 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等)

第三十二条の三 略

- 2 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。
 - 一 相互協議を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。
 - 二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。
 - 三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3及び4 略

第三十二条の五 略

- 2 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。
 - 一 相互協議を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。
 - 二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。
 - 三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3及び4 略

(法第七十三条の四第一項第三十六号の不動産)

第三十七条の九の九 法第七十三条の四第一項第三十六号に規定する独立

〔法第七十三条の四第一項第三十六号の不動産〕

第三十七条の九の九 法第七十三条の四第一項第三十六号に規定する日本司法支援センターが総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

〔法第七十三条の四第一項第三十七号の不動産〕

第三十七条の九の十 法第七十三条の四第一項第三十七号に規定する独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

〔法第七十三条の七第二号の分割〕

行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法（平成十七年法律第二十六号）第十六条に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舍の用に供する不動産

〔法第七十三条の四第一項第三十七号の不動産〕

第三十七条の九の十 法第七十三条の四第一項第三十七号に規定する日本司法支援センターが総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

〔法第七十三条の四第一項第三十八号の不動産〕

第三十七条の九の十一 法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

〔法第七十三条の七第二号の分割〕

第三十七条の十四 法第七十三条の七第二号に規定する政令で定める分割

は、次に掲げる要件に該当する分割で分割対価資産（法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産をいう。）として分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。）の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割（法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。）にあつては、当該株式が分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ。）の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）の有する当該分割法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）とする。

一〇三 略

（法第三百二十二条第五項の政令で定める日）

第四十八条の二 法第三百二十二条第五項に規定する政令で定める日は、同

第三十七条の十四 法第七十三条の七第二号に規定する政令で定める分割

は、次に掲げる要件に該当する分割（分割型分割（法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この条において同じ。）にあつては分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）の株主等（同法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この条において同じ。）に分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）以外の資産（当該株主等に対する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産を除く。以下この条において「分割交付金」という。）が交付されず、かつ、当該株式が当該株主等の保有する分割法人の株式（当該分割承継法人が、当該分割型分割の直前に保有していた当該分割法人の株式又は当該分割法人若しくは他の分割法人から当該分割型分割により当該分割承継法人に移転する資産に含まれていた当該分割法人の株式に対し当該分割承継法人の株式を交付しない場合には、これらの分割法人の株式を除く。）の数の割合に応じて交付されるものに、分社型分割（同法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。）にあつては分割法人に分割交付金が交付されないものに限る。）とする。

一〇三 略

（法第三百二十二条第五項の政令で定める日）

第四十八条の二 法第三百二十二条第五項に規定する政令で定める日は、同

条第三項第一号に掲げる法人で法第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第三百十二条第三項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第三百二十一条の八第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とする。

第四十八条の七 第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第

一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は同項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同号イ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第七条の十五の四の規定は同号ロに規定する政令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の六の規定

条第三項第一号に掲げる法人で法第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第三百十二条第三項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とし、同項第一号の二に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第三百二十一条の八第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とする。

第四十八条の七 第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第

一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は法第三百十四条の二第一項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金について、第七条の十五の四の規定は法第三百十四条の二第一項第五号ニに規定する事由の範囲について、第七条の十五の七の規定は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について準用する。この場合において、第七条の十五及び第七条の十五の四中「法第三十四条第一項第五号ニ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号ニ」と、第七条の十五の七中「法第三十四条第一項第五号の三」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号の三」と読み替えるものとする。

は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について準用する。この場合において、第七条の十五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三百十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、「法第三百十四条の二第二項第一号ハ」と、第七条の十五の二中「法第三十四条第八項第二号ニ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号ニ」と、第七条の十五の四中「法第三十四条第一項第五号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号ロ」と、「法第三百十四条第八項第三号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第三号」と、第七条の十五の五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三百十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、「法第三百十四条の二第二項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第二項第一号ハ」と、「法第三百十四条の二第一項第五号の三」と読み替えるものとする。

2 法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める資産は第七条の十三の二各号に掲げる資産とし、同項第二号に規定する政令で定める対価は第七条の十四に規定する対価とし、同項第四号イに規定する政令で定める共済契約は第七条の十四の二に規定する共済契約とし、同号ハに規定する政令で定める共済制度は第七条の十四の三に規定する共済制度とし、同項第六号に規定する政令で定める障害者は第七条の十五の七に規定する者とする。

2 法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める資産は第七条の十三の二各号に掲げる資産とし、法第三百十四条の二第一項第二号に規定する政令で定める対価は第七条の十四に規定する対価とし、法第三百十四条の二第一項第四号イに規定する政令で定める共済契約は第七条の十四の二に規定する共済契約とし、法第三百十四条の二第一項第四号ハに規定する政令で定める共済制度は第七条の十四の三に規定する共済制度とし、法第三百十四条の二第一項第五号イに規定する政令で定める生命保険契約は第七条の十五の二第一項に規定する生命保険契約とし、法第三百十四条の二第一項第五号ハに規定する政令で定める生命共済

3 | 第七条の十五の九第四項の規定は法第三百十四条の二第八項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七条の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第七条の十五の十二中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ロ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号ハ」と読み替えるものとする。

3 | に係る契約は第七条の十五の二第二項に規定する生命共済に係る契約とし、法第三百十四条の二第二項第五号ニに規定する政令で定める保険契約は第七条の十五の二第三項に規定する保険契約とし、法第三百十四条の二第二項第五号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は第七条の十五の三に規定する契約とし、法第三百十四の二第二項第五号ホに規定する退職年金に類する契約で政令で定めるものは第七条の十五の五に規定する契約とし、法第三百十四条の二第一項第五号の二に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは第七条の十五の六第一項に規定する契約とし、法第三百十四条の二第二項第五号の二ハに規定する政令で定める要件は第七条の十五の六第二項に規定する要件とし、法第三百十四条の二第一項第六号に規定する政令で定める障害者は第七条の十五の八に規定する者とする。

3 | 法第三百十四条の二第八項第二号に規定する政令で定める共済に係る契約は、第七条の十五の九に規定する契約とする。

4 | 法第三百十四條の二第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三
条第一項第一号その他政令で定める規定は第七條の十五の八第一項に規
定する規定とし、法第三百十四條の二第八項第一号に規定する確定給付
企業年金法第三條第一項第二号その他政令で定める規定は第七條の十五
の八第二項に規定する規定とし、法第三百十四條の二第八項第一号イに
規定する政令で定める保険契約は第七條の十五の九第一項に規定する保
険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は同條
第二項に規定する生命共済に係る契約とし、同号ハに規定する政令で定
める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は第七條の十五の十に
規定する契約とし、同号ニに規定する退職年金に関する契約で政令で定
めるものは第七條の十五の十一に規定する契約とし、法第三百十四條の
二第八項第二号ニに規定する政令で定めるものは第七條の十五の九第三
項に規定する保険契約とし、法第三百十四條の二第八項第六号ロに規定
する政令で定める共済に係る契約は第七條の十五の十四に規定する契約
とする。

5 | 略

(法第三百二十一条の八第五項の欠損金額の範囲等)

第四十八條の十一 第八條の十二の規定は、法第三百二十一条の八第五項
に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額又は同法第五十八條第
一項の災害損失欠損金額について準用する。この場合において、第八條
の十二中「法第五十三條第五項」とあるのは「法第三百二十一条の八第
五項」と、「法第五十三條第七項」とあるのは「法第三百二十一条の八

4 | 略

(法第三百二十一条の八第六項の欠損金額の範囲等)

第四十八條の十一 第八條の十二の規定は、法第三百二十一条の八第六項
に規定する法人税法第五十七條第一項の欠損金額又は同法第五十八條第
一項の災害損失欠損金額について準用する。この場合において、第八條
の十二中「法第五十三條第六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第
六項」と、「法第五十三條第八項」とあるのは「法第三百二十一条の八

第七項」と読み替えるものとする。

（法人の市町村民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第四十八条の十一の二 法人税額に係る法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める額は、第八条の十三第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第五項に規定する政令で定める額は、第八条の十三第二項に規定する金額とする。

（法人の市町村民税に係る控除対象個別帰属調整額の特例）

第四十八条の十一の三 第八条の十四の規定は、法第三百二十一条の八第五項の法人を同条第七項に規定する被合併法人等とする特例適格合併等が行われた場合について準用する。この場合において、第八条の十四中「法第五十三条第五項」とあるのは「法第三百二十一条の八第五項」と、「法第五十三条第六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第六項」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件）

第四十八条の十一の四 第八条の十五の規定は、法第三百二十一条の八第七項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十五中「法第五十三条第七項」とあるのは「法第三百二十一条の八第七項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

第八項」と読み替えるものとする。

（法人の市町村民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第四十八条の十一の二 法人税額に係る法第三百二十一条の八第六項に規定する政令で定める額は、第八条の十三第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第六項に規定する政令で定める額は、第八条の十三第二項に規定する金額とする。

（法人の市町村民税に係る控除対象個別帰属調整額の特例）

第四十八条の十一の三 第八条の十四の規定は、法第三百二十一条の八第六項の法人を同条第八項に規定する被合併法人等とする特例適格合併等が行われた場合について準用する。この場合において、第八条の十四中「法第五十三条第六項」とあるのは「法第三百二十一条の八第六項」と、「法第五十三条第七項」とあるのは「法第三百二十一条の八第七項」と読み替えるものとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件）

第四十八条の十一の四 第八条の十五の規定は、法第三百二十一条の八第八項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十五中「法第五十三条第八項」とあるのは「法第三百二十一条の八第八項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の五 第八条の十六の規定は、法第三百二十一条の八第七項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第五項の法人の同条第七項

に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)(について準用する。この場合において、第八条の十六中「法第五十三条第五項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第五項」と読み替えるものとする。

(法人の市町村民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第四十八条の十一の六 法人税額に係る法第三百二十一条の八第九項に規定する政令で定める額は、第八条の十七第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第九項に規定する政令で定める額は、第八条の十七第二項に規定する金額とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の七 第八条の十八の規定は、法第三百二十一条の八第十項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十八中「法第五十三条第十項」とあるのは「法第三百二

(適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の五 第八条の十六の規定は、法第三百二十一条の八第八項に規定する適格合併等(以下本節において「適格合併等」という。)(に係る同項に規定する合併法人等(以下本節において「合併法人等」という。)(における同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下本節において同じ。)(について準用する。この場合において、第八条の十六中「法第五十三条第八項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第八項」と読み替えるものとする。

(法人の市町村民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第四十八条の十一の六 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十一項に規定する政令で定める額は、第八条の十七第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十一項に規定する政令で定める額は、第八条の十七第二項に規定する金額とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の七 第八条の十八の規定は、法第三百二十一条の八第十二項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の十八中「法第五十三条第十二項」とあるのは「法第三百二

十一條の八第十項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例)

第四十八條の十一の八 第八條の十九の規定は、法第三百二十一条の八第十項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第九項の法人の同条第十項に規定する控除未済個別帰属税額の生じた連結事業年度について準用する。この場合において、第八條の十九中「法第五十三條第九項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第九項」と読み替えるものとする。

(法人の市町村民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第四十八條の十一の九 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項に規定する政令で定める額は、第八條の二十第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項に規定する政令で定める額は、第八條の二十第二項に規定する金額とする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第四十八條の十一の十 第八條の二十一の規定は、法第三百二十一条の八第十三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八條の二十一中「法第五十三條第十三項」とあるのは「法第三

十一條の八第十二項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例)

第四十八條の十一の八 第八條の十九の規定は、適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第十二項に規定する控除未済個別帰属税額の生じた連結事業年度について準用する。この場合において、第八條の十九中「法第五十三條第十二項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第十二項」と読み替えるものとする。

(法人の市町村民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第四十八條の十一の九 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十五項に規定する政令で定める額は、第八條の二十第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十五項に規定する政令で定める額は、第八條の二十第二項に規定する金額とする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第四十八條の十一の十 第八條の二十一の規定は、法第三百二十一条の八第十六項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八條の二十一中「法第五十三條第十六項」とあるのは「法第三

百二十一条の八第十三項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の十一 第八条の二十二の規定は、法第三百二十一条の八第十三項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十二項の法人の同条第十三項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度について準用する。この場合において、第八条の二十二中「法第五十三条第十二項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第十二項」と読み替えるものとする。

(法人の市町村民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第四十八条の十一の十二 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十五項に規定する政令で定める額は、第八条の二十三第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十五項に規定する政令で定める額は、第八条の二十三第二項に規定する金額とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の十三 第八条の二十四の規定は、法第三百二十一条の八第十六項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十四中「法第五十三条第十六項」とあるのは「法第

百二十一条の八第十六項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の十一 第八条の二十二の規定は、適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第十六項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度について準用する。この場合において、第八条の二十二中「法第五十三条第十六項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第十六項」と読み替えるものとする。

(法人の市町村民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第四十八条の十一の十二 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十九項に規定する政令で定める額は、第八条の二十三第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十九項に規定する政令で定める額は、第八条の二十三第二項に規定する金額とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件)

第四十八条の十一の十三 第八条の二十四の規定は、法第三百二十一条の八第二十項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十四中「法第五十三条第二十項」とあるのは「法第

三百二十一条の八第十六項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の十四 第九条の規定は、法第三百二十一条の八第十六項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十五項の法人の同条第十六項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度について準用する。この場合において、第九条中「法第五十三条第十五項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第十五項」と読み替えるものとする。

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 第九条の二から第九条の六までの規定は、法第三百二十一条の八第二十項の規定によつて、同項に規定する市町村民税の中間納付額（以下この節において「市町村民税の中間納付額」という。）を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「法第五十三条」とあるのは「法第三百二十一条の八」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「法第五十五条」とあるのは「法第三百二十一条の十一」と、「道府県内」とあるのは「市町村内」と、「道府県民税額」とあるのは「市町村民税額」と、「法第五十六条」とあるのは「法第三百二十一条の十二」と、「第六十四条」とあるのは「第三百二十六条」と読み替えるものとする。

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条

三百二十一条の八第二十項」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

第四十八条の十一の十四 第九条の規定は、適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第二十項
に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度について準用する。この場合において、第九条中「法第五十三条第二十項」とあるのは、「法第三百二十一条の八第二十項」と読み替えるものとする。

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 第九条の二から第九条の六までの規定は、法第三百二十一条の八第二十五項の規定によつて、同項に規定する市町村民税の中間納付額（以下この節において「市町村民税の中間納付額」という。）を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「法第五十三条」とあるのは「法第三百二十一条の八」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「法第五十五条」とあるのは「法第三百二十一条の十一」と、「道府県内」とあるのは「市町村内」と、「道府県民税額」とあるのは「市町村民税額」と、「法第五十六条」とあるのは「法第三百二十一条の十二」と、「第六十四条」とあるのは「第三百二十六条」と読み替えるものとする。

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条

第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）

の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額に基づいて算定した市町村民税額（以下この条において「市町村民税の確定額」という。）で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下この項において「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九条の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定による申告書に係るものに限る。）又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書

を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日ま

第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第四百四条第一項の規定による申告書に係る法人

税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額に基づいて算定した市町村民税額（以下この条において「市町村民税の確定額」という。）で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下この項において「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九条の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定による申告書に係るものに限る。）又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書又は同法第五項の規定による申告書（法人税法第

四百四条第一項の規定による申告書に係るものに限る。）を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日ま

での期間に応じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 略

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条及び第八十一条の十五の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び

での期間に応じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 略

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第二十九項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条及び第八十一条の十五の規定並びに法第五十三条第二十九項及び第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び

市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、第三百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、第三百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 四 略

4 第三百二十一条の八第二十四項に規定する法第五十三條第二十四項の控除の限度額で政令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

5 第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、国税の控除限度額に百分の十二・三を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの第三百二十一条の第十三條二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、第三百二十一条の八第二十九項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、第三百二十一条の八第二十九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 四 略

4 第三百二十一条の八第二十九項に規定する法第五十三條第二十九項の控除の限度額で政令で定めるものは、道府県民税の控除限度額とする。

5 第三百二十一条の八第二十九項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、国税の控除限度額に百分の十二・三を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの第三百二十一条の第十三條二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

6 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額

6 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の市町村民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除限度額に、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てるものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる市町村民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額

は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

7 内国法人が適格合併（法人税法第十二条の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）、適格分割（同法第十二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第十七項において同じ。）、適格現物出資（同法第十二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）又は適格現物分配（同法第十二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）（以下この条において「適格組織再編成」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第十二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ。）、現物出資法人（同法第十二条の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）又は現物分配法人（同法第十二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）（第十四項、第二十二項及び第二十六項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

7 内国法人が適格合併（法人税法第十二条の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）、適格分割（同法第十二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第十七項において同じ。）、適格現物出資（同法第十二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）又は適格事後設立（同法第十二条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）（以下この条において「適格組織再編成」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第十二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ。）、現物出資法人（同法第十二条の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）又は事後設立法人（同法第十二条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項及び第十七項において同じ。）（第十四項、第二十二項及び第二十六項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）がある他の連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 略

三 適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分社型分割等」という。） 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下第十七項から第十九項まで及び第二十九項から第三十一項までを除き、この条において

一 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（適格合併の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該被合併法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）がある他の連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額（前項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）

二 略

三 適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。） 当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下第十七項から第十九項まで及び第二十九項から第三十一項までを除き、この条において

「分割法人等」という。)の分割等前三年内事業年度等(適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。)の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

8
8
16
略

17 第七項の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項から第十九項まで及び第二十九項から第三十一項までにおいて「適格分割等」という。)により当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(次項、第十九項及び第二十九項から第三十一項までにおいて「分割法人等」という。)から事業の移転を受けた内国法人にあつては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類

「分割法人等」という。)の分割等前三年内事業年度等(適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。)の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

8
8
16
略

17 第七項の規定は、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項から第十九項まで及び第二十九項から第三十一項までにおいて「適格分割等」という。)により当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(次項、第十九項及び第二十九項から第三十一項までにおいて「分割法人等」という。)から事業の移転を受けた内国法人にあつては、当該内国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類

を当該内国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

18 略

19 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）、被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被現物分配法人（同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第七項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第六項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、第七項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

20 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

21 法人税法第七十一条第一項若しくは第七十四条第一項の規定により法

を当該内国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長）に提出した場合に限り、適用する。

18 略

19 適格分割等に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）、被現物出資法人（同条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（同条第十二号の六の二に規定する被事後設立法人をいう。）（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第七項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第六項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、第七項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

20 法第三百二十一条の八第二十九項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

21 法人税法第七十一条第一項若しくは第七十四条第一項の規定により法

人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の第二
二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若
しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第十二号の
七の三に規定する連結子法人（同条第十六号に規定する連結申告法人に
限る。）（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年
以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第
三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の
法人税等の額のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除する
ことができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度
又は連結事業年度の法人税割額について控除されなかった部分の額（以下
この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等
申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の法人税割額から控除するも
のとする。

22
～
31 略

32 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二
十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控
除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除
することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようと
する事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一
条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度
の市町村民税の控除限度額の計算について第五項ただし書の規定による
法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年
度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省

人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十
二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若
しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第十二号の
七の三に規定する連結子法人（同条第十六号に規定する連結申告法人に
限る。）（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年
以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第
三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することとされた外国の
法人税等の額のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除する
ことができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度
又は連結事業年度の法人税割額について控除されなかった部分の額（以下
この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等
申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の法人税割額から控除するも
のとする。

22
～
31 略

32 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二
十一条の八第二十九項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控
除すべき外国の法人税等の額は、当該法人に係る同項の規定により控除
することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようと
する事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一
条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度
の市町村民税の控除限度額の計算について第五項ただし書の規定による
法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年
度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省

令で定める割合を乗じて得た数を百分の十二・三で除して得た数）にあ
ん分して計算した額とする。

33 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の
控除に関する規定は、同条第一項又は第四項 に規定する申告書
（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものに
あつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提
出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載
があるものを提出した場合（第二項、第六項又は第二十一項の規定につ
いては、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする
金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事
業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書
を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載
された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事
情があると認めるときは、この限りでない。

（市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第三十一項に規定する政令で定
める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額
で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還
付）

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は

令で定める割合を乗じて得た数を百分の十二・三で除して得た数）にあ
ん分して計算した額とする。

33 法第三百二十一条の八第二十九項の規定による外国の法人税等の額の
控除に関する規定は、同条第一項、第四項又は第五項に規定する申告書
（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものに
あつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提
出すべき当該申告書）で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載
があるものを提出した場合（第二項、第六項又は第二十一項の規定につ
いては、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする
金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事
業年度について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該申告書
を提出している場合）において、当該申告に係る当該控除に関して記載
された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事
情があると認めるときは、この限りでない。

（市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第三十六項に規定する政令で定
める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額
で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還
付）

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は

第三項の規定によつて更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第三十一項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の第十二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

（法第三百二十一条の八第三十二項に規定する仮装経理法人税割額の充
当）

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第三十二項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額

第三項の規定によつて更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第三十六項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の第十二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

（法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額の充
当）

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額

がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第三百二十一条の八第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書（同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この項において同じ。）の同条第三十二項に規定する提出期限（当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。

2 略

（法第三百二十一条の八第三十三項第三号に規定する政令で定める事実

）

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第三十三項第三号に規定する政令で定める事実、次に掲げる事実とする。

がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書（同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この項において同じ。）の同条第三十七項に規定する提出期限（当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。

2 略

（法第三百二十一条の八第三十八項第三号に規定する政令で定める事実

）

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第三十八項第三号に規定する政令で定める事実、次に掲げる事実とする。

- 一 特別清算開始の決定があつたこと。
- 二 略
- 三 略

（法第三百二十一条の八第三十五項に規定する仮装経理法人税割額の充
当）

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第三十五項に規定する仮装
経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があ
るときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額
がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充
当するものとする。

2 略

（法第三百二十一条の八第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還
付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十五項に
規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十三
項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日から
その還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（
同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）
までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した
金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

- 一 略
- 二 略

（法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額の充
当）

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装
経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があ
るときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額
がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充
当するものとする。

2 略

（法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額を還付
する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第四十項に
規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十八
項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日から
その還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（
同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）
までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した
金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第四十八条の十五 法第三百二十一条の八第三十六項の規定により控除しきれなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第二十六項(同条第二十八項(同条第二十九項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第三十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。

()に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第四十八条の十五 法第三百二十一条の八第四十一項の規定により控除しきれなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第三十一項(同条第三十三項(同条第三十四項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第三十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。

()に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結

事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第三百二十一条の八第二十七項（同条第二十八項（同条第二十九項）において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第二十六項又は第二十七項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の

事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第三百二十一条の八第三十二項（同条第三十三項（同条第三十四項）において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第三十一項又は第三十二項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の

徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の三 法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等）をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第二項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の三 法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国（同条第一項に規定する条約相手国）をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第二項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の四 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)

。において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の十五の四 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意(以下この項において「合意」という。)に至らないと国税庁長官が認める場合(同条第四項各号に掲げる場合を除く。)

。において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2及び3 略

(法第三百四十八条第二項第四十一号の固定資産)

第五十一条の十五の七 法第三百四十八条第二項第四十一号に規定する独

立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法第十六条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舍の用に供する固定資産

(法第三百四十八条第二項第四十二号の固定資産)

第五十一条の十五の八 法第三百四十八条第二項第四十二号に規定する日

本司法支援センターが総合法律支援法第三十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 及び二 略

(法第三百四十八条第二項第四十三号の固定資産)

第五十一条の十五の九 法第三百四十八条第二項第四十三号に規定する独

立行政法人医薬基盤研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一号イに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 及び二 略

(法第三百四十八条第二項第四十一号の固定資産)

第五十一条の十五の七 法第三百四十八条第二項第四十一号に規定する日

本司法支援センターが総合法律支援法第三十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 及び二 略

(法第三百四十八条第二項第四十二号の固定資産)

第五十一条の十五の八 法第三百四十八条第二項第四十二号に規定する独

立行政法人医薬基盤研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一号イに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 及び二 略

(法第三百四十八條第二項第四十三号の固定資産)

第五十一条の十五の九 法第三百四十八條第二項第四十三号に規定する独

立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七百一条の四十一第二項の事業所等)

第五十六條の六十八 法第七百一条の四十一第二項に規定する政令で定める事業所等は、常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下この項において「短時間労働重度心身障害者」という。）の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除く。以下この項において「短時間労働心身障害者」という。）の数の二分の一を乗じて得た数を加算した数が十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数の二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数の当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数の二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合が二分の一以上である事業所等とする。

(法第三百四十八條第二項第四十四号の固定資産)

第五十一条の十五の十 法第三百四十八條第二項第四十四号に規定する独

立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

(法第七百一条の四十一第二項の事業所等)

第五十六條の六十八 法第七百一条の四十一第二項に規定する政令で定める事業所等は、常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下この項において「短時間労働重度心身障害者」という。）の数を合計した数に精神障害者である短時間労働者（以下この項において「短時間労働精神障害者」という。）の数の二分の一を乗じて得た数を加算した数が十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働精神障害者の数の二分の一を乗じて得た数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数の当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働精神障害者の数の二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合が二分の一以上である事業所等とする。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 心身障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者をいう。

二 短時間労働者 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。

三 略

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十二項に規定する政令で定める金額は、五十万円とする。

2 法第七百三条の四第二十一項に規定する政令で定める金額は、十三万円とする。

3 略

（国民健康保険税の減額）

第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、

三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 心身障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第七十二条の二に規定する精神障害者をいう。

二 短時間労働者 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項に規定する短時間労働者をいう。

三 精神障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律第七十二条の二に規定する精神障害者をいう。

四 略

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十二項に規定する政令で定める金額は、四十七万円とする。

2 法第七百三条の四第二十一項に規定する政令で定める金額は、十二万円とする。

3 略

（国民健康保険税の減額）

第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金額は、国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第七百三条

の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。

所屬者をいう。以下同じ。）の数の合計数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所屬者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

2 法第七百三条の五に規定する基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円を超えない世帯 十分の七

（一人について二十四万五千円とする。）

2 法第七百三条の五第一項に規定する基準は、次のとおりとする。

一 略

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯 (1)から(3)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める割合

(1) 前年度又は当該年度における法第七百三条の四第四項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額）の被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合（以下「応益割合」という。）が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 十分の七

(2) 前年度及び当該年度における応益割合が百分の三十五未満の市町村 十分の五

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

三 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

四 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、これらの規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロ

(3) (1)及び(2)に掲げる市町村以外の市町村 十分の六

ロ イに掲げる世帯以外の世帯 (1)から(3)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める割合

(1) 前年度又は当該年度における応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 十分の五

(2) 前年度及び当該年度における応益割合が百分の三十五未満の市町村 十分の三

(3) (1)及び(2)に掲げる市町村以外の市町村 十分の四

に掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

- イ 第二号イに掲げる世帯 十分の五
- ロ 第二号ロに掲げる世帯 十分の三

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特

別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規

- 3 法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める基準に該当する市町村は、前年度又は当該年度における応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村とする。

- 4 法第七百三条の五第二項に規定する政令で定める金額は、法第三百十
- 四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

- 5 法第七百三条の五第二項に規定する被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額に係る政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。
- 二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に十分の二を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特

別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規

定及び第四十八条の十三第三十二項を除く。)及び第二章第一節(第九条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十四項及び法第三百二十一条の八第二十四項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十四項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該關係市町村が課

定及び第四十八条の十三第三十二項を除く。)及び第二章第一節(第九条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十中「市町村民税」又は「市町村」とあるのはそれぞれ「都民税」又は「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都民税」と、「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十九項及び法第三百二十一条の八第二十九項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十九項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の關係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該關係市町村が課

する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額」とすることができる」とあるのは「とすること
ができるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は
事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控
除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項
ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつ
ては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町
村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民
税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税
の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の
控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余
裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち法
第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が
都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額か
ら当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項にお
いて同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除
余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控
除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十一
項から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項中
「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み
替えるものとする。

第五十七条の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じ
て計算した額の合計額」とすることができる」とあるのは「とすること
ができるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は
事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控
除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項
ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつ
ては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町
村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民
税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税
の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の
控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余
裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額（外国の法人税等のうち法
第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することができた額が
都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額か
ら当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項にお
いて同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除
余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控
除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十一
項から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項中
「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み
替えるものとする。

第五十七条の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十四項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等（同項に規定する外国の法人税等をいう。以下この条において同じ。）の額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条及び第五十七条の四において同じ。）又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額以下である場合 当該国税の控除限度額を超える部分の額から法第五十三条第二十四項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

二 略当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に相当する外国の法人税等の額から法第五十三条第二十四項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額を超える部分の額（市町村民税の控除限度額に相当する額を限度とする。）から法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除す

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十九項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等（同項に規定する外国の法人税等をいう。以下この条において同じ。）の額は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条及び第五十七条の四において同じ。）又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額以下である場合 当該国税の控除限度額を超える部分の額から法第五十三条第二十九項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

二 略当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に相当する外国の法人税等の額から法第五十三条第二十九項の規定により控除することができる外国の法人税等の額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額を超える部分の額（市町村民税の控除限度額に相当する額を限度とする。）から法第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除す

ることができる外国の法人税等の額を控除した額

(指定都市の指定があつた場合における法人の市町村民税の均等割額)

第五十七条の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により新たに同項に規定する指定都市の指定があつた場合における当該指定があつた日の前日を含む事業年度、連結事業年度又は法第三百二十一条の八第十九項の期間に係る法人の市町村民税の均等割額については、法第七百三十七条第一項の規定は、適用しない。

(法第七百五十七條第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七條第一号に規定する政令で定める規定は、法

本則(法第七十二条の二十三第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の八第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。))、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の九まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第六条まで、第八条第五項、第八条の二から第八条の四まで、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十条まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三

ることができる外国の法人税等の額を控除した額

(指定都市の指定があつた場合における法人の市町村民税の均等割額)

第五十七条の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により新たに同項に規定する指定都市の指定があつた場合における当該指定があつた日の前日を含む事業年度、連結事業年度又は法第三百二十一条の八第二十四項の期間に係る法人の市町村民税の均等割額については、法第七百三十七条第一項の規定は、適用しない。

条の二から第四十一条までの規定とする。

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

第五十九条 略

(国税犯則取締法第八条第三項の規定によつて臨検、搜索又は差押えを
することができる地方税)

第六十条 略

附則

(還付加算金の割合の特例)

第三条の二 当分の間、第九条の五第一項(第四十八条の十二第一項にお
いて準用する場合を含む。)、第九条の八の五第一項、第九条の九第一
項、第九条の九の四第一項(第五十七条の二において準用する場合を含
む。)、第九条の九の七第一項(第五十七条の二において準用する場合
を含む。)、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、
第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項(第二十九条第四項にお
いて準用する場合を含む。)、第四十八条の九の五第一項、第四十八条
の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の
二第一項(第五十七条の二において準用する場合を含む。)、及び第五十
六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合
は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(法附則第三条の
二第一項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。)

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

第五十八条 略

(国税犯則取締法第八条第三項の規定によつて臨検、搜索又は差押えを
することができる地方税)

第五十九条 略

附則

(還付加算金の割合の特例)

第三条の二 当分の間、第九条の五第一項(第四十八条の十二第一項にお
いて準用する場合を含む。)、第九条の八の五第一項、第九条の九第一
項、第九条の九の四第一項(第五十七条の二において準用する場合を含
む。)、第九条の九の七第一項(第五十七条の二において準用する場合
を含む。)、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、
第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項(第三十条第四項にお
いて準用する場合を含む。)、第四十八条の九の五第一項、第四十八条
の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の
二第一項(第五十七条の二において準用する場合を含む。)、及び第五十
六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合
は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(法附則第三条の
二第一項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。)

が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 略

（個人の道府県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例）

第五条の三 平成二十二年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る法第四十七条第一項第一号に規定する政令で定める金額は、第八条の三の規定にかかわらず、三千三百円とする。

第五条の五 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十

が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 略

（個人の道府県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例）

第五条の三 平成二十一年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る法第四十七条第一項第一号に規定する政令で定める金額は、第八条の三の規定にかかわらず、三千三百円とする。

第五条の五 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十

一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この項において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金

一項若しくは第十二項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項又は

租税特別措置法の

一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金

額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八條の六 第一項、第 八條の十三 第一項、第 八條の十七 第一項、第 八條の二十 第一項及び 第八條の二 十三第一項	第六十二條の三 第一項若しくは 第八項又は第六 十三條第一項	第六十二條の三第一項若しくは第八項 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項を含む。)、第六十三條第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十四條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。)(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。)(又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第九十二條若しくは第九十五條第二項の規定によりその例によることとされる
--	---	--

額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八條の六 第一項、第 八條の十三 第一項、第 八條の十七 第一項、第 八條の二十 第一項及び 第八條の二 十三第一項	第六十二條の三 第一項若しくは 第八項又は第六 十三條第一項	第六十二條の三第一項若しくは第八項 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二條の三第一項又は第八項を含む。)、第六十三條第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十四條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。)(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五條第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。)(又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第九十二條若しくは第九十五條第二項の規定によりその例によることとされる
--	---	--

同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正す

同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正す

る法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項

る法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項

<p>若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項</p>	<p>第八条の六 第二項</p>	<p>第六十二条の三 第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項</p>
<p>若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項</p>	<p>第八条の六 第二項</p>	<p>第六十二条の三 第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項</p>
<p>若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項</p>	<p>第八条の六 第二項</p>	<p>第六十二条の三 第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項</p>
<p>若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項</p>	<p>第八条の六 第二項</p>	<p>第六十二条の三 第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項</p>

特別措置法第六十三条第一項を含む。

）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規

特別措置法第六十三条第一項を含む。

）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規

定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条

定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項

略	<p>の第十一第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項</p>

略	<p>、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第二項</p>

(法人の事業税に係る特例)

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（以下この項において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第二十条の二の十九第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、同条第六号に掲げる金額を加算して得た金額とする。

2 法附則第九条第八項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を行う電気供給業を行う法人が電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第八項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

3 法附則第九条第十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第十二条第十二項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十一項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

(法附則第十条第二項の区間等)

第六条の十六 略

2及び3 略

(法人の事業税に係る特例)

第六条の二 法附則第九条第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（以下この項において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第二十条の二の十九第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、同条第六号に掲げる金額を加算して得た金額とする。

2 法附則第九条第九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を行う電気供給業を行う法人が電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第九項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

3 法附則第九条第十三項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第十二条第十二項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十三項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

(法附則第十条第二項の区間等)

第六条の十六 略

2及び3 略

4 法附則第十条第三項に規定する政令で定める場合は、新たに設立され

4| 法附則第十条第四項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

5| 法附則第十条第五項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一〜三 略

6| 法附則第十条第六項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるも

る株式会社又は合同会社（以下この項において「新設会社」という。）の設立時において、次に掲げる要件その他総務省令で定める要件に該当する場合とする。

一 現物出資を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この項において「出資組合等」という。）が、新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十以上の数又は金額を所有し、又は出資していること。

二 新設会社が出資組合等の事業の一部の譲渡を受け、当該譲渡に係る事業を継続して行うことを目的としていること。

三 新設会社の取締役の一人以上が出資組合等の経営管理委員、理事又は監事であること。

5| 法附則第十条第五項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

6| 法附則第十条第六項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一〜三 略

7| 法附則第十条第七項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるも

の又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する不動産のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

7| 法附則第十条第七項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号ロに

の又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する不動産のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

8| 法附則第十条第八項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限る。）に基づき同法第二条第十号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 宿舎の用に供する不動産
- 二 職員の福利及び厚生の用に供する不動産
- 三 他の者に貸し付ける不動産（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。）
- 四 私人のための専用側線の用に供する不動産

9| 法附則第十条第九項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号ロに

規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条

① 道府県知事は、法附則第十一条第一項に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの（以下この項において「未登録不動産」という。）については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

2 道府県知事は、法附則第十一条第三項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋が存する土地についての河川法第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するための土地収用法の規定に基づく使用に係る権

規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

10 法附則第十条第十項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち第八項各号に掲げるもの以外のものである。

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲

第七条

法附則第十一条第一項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものは、水産業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合又は森林組合連合会が、保管、生産又は加工の用に供する家屋とする。

2 道府県知事は、法附則第十一条第二項に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの（以下この項において「未登録不動産」という。）については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

3 道府県知事は、法附則第十一条第五項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋が存する土地についての河川法第六条第二項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するための土地収用法の規定に基づく使用に係る権

利が取得された日又は当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

- 3| 法附則第十一条第四項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この項及び次項において「特定目的会社」という。）とする。
- 一 三 略

- 4| 法附則第十一条第四項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる要件のいずれかに該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた不動産とする。

- 一 略
- 二 法附則第十一条第四項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するもの

- 5| 道府県知事は、法附則第十一条第五項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

利が取得された日又は当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

- 4| 法附則第十一条第六項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域とする。
- 5| 法附則第十一条第七項に規定する政令で定める特定目的会社は、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この項及び次項において「特定目的会社」という。）とする。
- 一 三 略

- 6| 法附則第十一条第七項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる要件のいずれかに該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた不動産とする。

- 一 略
- 二 法附則第十一条第七項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するもの

- 7| 道府県知事は、法附則第十一条第八項に規定する従前の家屋でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該家屋についての移転補償金に係る契約が締結された日現在における価格を決定するものとする。

- 8| 法附則第十一条第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第十一条第十項に規定する被災家屋の所有者

6 法附則第十一条第七項に規定する公共交通特定事業で政令で定めるものは、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

7 法附則第十一条第七項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一〜三 略

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は同号に規定する分割に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋に係る営業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

9 法附則第十一条第十一項に規定する公共交通特定事業で政令で定めるものは、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

10 法附則第十一条第十一項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一〜三 略

8| 法附則第十一条第七項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

9| 法附則第十一条第八項に規定する投資信託で政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び第十一項において「投資法人法」という。）第二条第三項に規定する投資信託（以下この項において「投資信託」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（投資法人法第三条に規定する信託会社等（第四号において「信託会社等」という。）が取得する投資法人法第二条第一項に規定する特定資産（以下この号及び第四号並びに第十一項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（第四号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

二及び三 略

四 当該投資信託において運用されている特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

11| 法附則第十一条第十一項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

12| 法附則第十一条第十二項に規定する投資信託で政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び第十四項において「投資法人法」という。）第二条第三項に規定する投資信託（以下この項において「投資信託」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（投資法人法第三条に規定する信託会社等（第四号において「信託会社等」という。）が取得する投資法人法第二条第一項に規定する特定資産（以下この号及び第四号並びに第十四項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項から第十五項までにおいて同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（第四号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

二及び三 略

四 当該投資信託において運用されている特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 信託会社等が法附則第十一条第八項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十以上となること。

10) 法附則第十一条第八項に規定する不動産で政令で定めるものは、総務省令で定める家屋（以下この項において「特定家屋」という。）又は当該特定家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該特定家屋の敷地の用に供するものとして建設計画が確定している土地とする。

11) 法附則第十一条第九項に規定する投資法人で政令で定めるものは、投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この項において「投資法人」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 三 略

四 当該投資法人が運用する特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 投資法人が法附則第十一条第九項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

12) 法附則第十一条第九項に規定する不動産で政令で定めるものは、第十項に規定する不動産とする。

ロ 信託会社等が法附則第十一条第十二項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十以上となること。

13) 法附則第十一条第十二項に規定する不動産で政令で定めるものは、総務省令で定める家屋（以下この項において「特定家屋」という。）又は当該特定家屋の敷地の用に供されている土地若しくは当該特定家屋の敷地の用に供するものとして建設計画が確定している土地とする。

14) 法附則第十一条第十三項に規定する投資法人で政令で定めるものは、投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人（以下この項において「投資法人」という。）で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 三 略

四 当該投資法人が運用する特定資産が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 略

ロ 投資法人が法附則第十一条第十三項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

15) 法附則第十一条第十三項に規定する不動産で政令で定めるものは、第十三項に規定する不動産とする。

16) 法附則第十一条第十四項に規定する政令で定める者は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者が同項第七号の施行再建マンションの構造

13| 法附則第十一條第十項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

14| 法附則第十一條第十項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるものは、次に掲げる家屋以外の家屋とする。

一〜四 略

、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、従前の生活又は事業を継続することが困難又は不適當と認める事情があることにより、同法第五十六條第一項の規定による申出をした者とする。

17| 法附則第十一條第十五項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

18| 法附則第十一條第十五項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるものは、次に掲げる家屋以外の家屋とする。

一〜四 略

19| 法附則第十一條第十六項に規定する特定用途港灣施設で政令で定めるものは、港灣法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の用途に供される港灣法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港灣施設（同項第一号に掲げる港灣施設に限る。）で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において港灣法第二条第一項に規定する港灣管理者に譲渡される旨が定められていることについて当該港灣管理者が証明したものとす。

20| 法附則第十一條第十六項に規定する家屋で政令で定めるものは、コン

テナ貨物の荷さばきを行うための家屋のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する家屋
- 二 宿舍の用に供する家屋
- 三 休憩施設の用に供する家屋

21| 法附則第十一条第十七項に規定する一般廃棄物処理施設で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において地方公共団体に譲渡される旨が定められていることについて当該地方公共団体が証明したものとす。

22| 法附則第十一条第十七項に規定する家屋で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理を行うための家屋のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する家屋
- 二 宿舍の用に供する家屋
- 三 休憩施設の用に供する家屋

23| 法附則第十一条第二十項に規定する家屋で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

15| 法附則第十一条第十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

16| 道府県知事は、法附則第十一条第十三項に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの（以下この項において「未登録不動産」という。）については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

17| 法附則第十四項に規定する家屋で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設で総務省令で定めるもののうち同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により取得したものであることについて総務大臣の証明を受けたものの用に供する家屋とする。

18| 法附則第十五項に規定する政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

19| 法附則第十五項に規定する認定整備事業で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十七条に規定する認定整備事業のうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第七十一条第一号イ、ハ、ニ及びホに掲げる方法（同号ホに掲げる方法にあつては、総務省令で定める方法に限る。）により当該認定整備事業の施行に要する費用の一部について支援をするものとする。

20| 第十八項の規定は法附則第十六条に規定する政令で定める規模について、前項の規定は同条第十六項に規定する認定整備事業

24| 道府県知事は、法附則第十一条第二十二項に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの（以下この項において「未登録不動産」という。）については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

25| 法附則第二十三項に規定する家屋で政令で定めるものは、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設で総務省令で定めるもののうち同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により取得したものであることについて総務大臣の証明を受けたものの用に供する家屋とする。

26| 法附則第二十四項に規定する政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

27| 法附則第二十四項に規定する認定整備事業で政令で定めるものは、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十七条に規定する認定整備事業のうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第七十一条第一号イ、ハ、ニ及びホに掲げる方法（同号ホに掲げる方法にあつては、総務省令で定める方法に限る。）により当該認定整備事業の施行に要する費用の一部について支援をするものとする。

28| 第二十五項の規定は法附則第二十五項に規定する政令で定める規模について、前項の規定は同条第二十五項に規定する認定整備事業

で政令で定めるものについて準用する。

21| 法附則第十一条第十八項 に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

22| 法附則第十一条第十九項 に規定する周産期医療のための施設で政令で定めるものは、分べん室その他の助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものとする。

23| 法附則第十一条第二十項に規定する政令で定めるところにより計算した地上階数は、建築物の階数（建築基準法施行令第二条第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう。）から地階（同令第一条第二号に規定する地階をいう。）の階数を控除した階数とする。

24| 法附則第十一条第二十項に規定する政令で定める住宅以外の用途は、次に掲げる用途（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途を除く。）とする。

で政令で定めるものについて準用する。

29| 法附則第十一条第二十五項に規定する政令で定める場合は、都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内にある不動産の所有者が、同法第六十七条に規定する認定整備事業により当該整備事業区域の区域内に建築された建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、従前の生活又は事業を継続することが困難又は不相当とする事情があることにより当該整備事業区域の区域外の不動産を取得した場合として道府県知事が認めた場合とする。

30| 法附則第十一条第二十八項に規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

31| 法附則第十一条第二十九項に規定する周産期医療のための施設で政令で定めるものは、分べん室その他の助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものとする。

32| 法附則第十一条第三十項に規定する政令で定めるところにより計算した地上階数は、建築物の階数（建築基準法施行令第二条第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう。）から地階（同令第一条第二号に規定する地階をいう。）の階数を控除した階数とする。

33| 法附則第十一条第三十項に規定する政令で定める住宅以外の用途は、次に掲げる用途（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途を除く。）とする。

一〇三略

四略

五略

六略

七略

八略
九略

25| 法附則第十一條第二十三項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(心身障害者を多数雇用する事業所等)

第九條 法附則第十一條の四第一項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六條の六十八第二項第一号に規定する心身障害者(同項第二号に規定する短時間労働者(以下この項において「短時間労働者

一〇三略

四料理店

五略

六略

七略

八略

九遊技場

十公衆浴場

十一略

十二略

34| 法附則第十一條第三十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、第四十九條の九に規定する文部科学大臣が定める家屋とする。

35| 法附則第十一條第三十四項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(心身障害者を多数雇用する事業所等)

第九條 法附則第十一條の四第一項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六條の六十八第二項第一号に規定する心身障害者(同項第二号に規定する短時間労働者を除く。)の数

「と(いう)。(を)除く。()の数(当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数)と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数(以下この項において「雇用心身障害者数」という。)が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者()が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者()の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

2 略

(法附則第十一条の四第三項の土地等)

第九条の二 略

2 附則第七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第三項第一号又は第二号に規定する入会林野整備の対象となつた土地又は旧慣使用林野整備の対象となつた土地で、その価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについて準用する。

3 及び 4 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるも

(当該心身障害者のうちに同項第四号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数)と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働精神障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数(以下この項において「雇用心身障害者数」という。)が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者(同条第二項第二号に規定する短時間労働者を除く。)の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

2 略

(法附則第十一条の四第三項の土地等)

第九条の二 略

2 附則第七条第二項の規定は、法附則第十一条の四第三項第一号又は第二号に規定する入会林野整備の対象となつた土地又は旧慣使用林野整備の対象となつた土地で、その価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについて準用する。

3 及び 4 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 法附則第十二条の二の四第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるも

のは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

2 法附則第十二条の二の七第一項第三号に規定する政令で定める者は、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者とする。

3 法附則第十二条の二の七第一項第三号に規定する政令で定める機械は、日本貨物鉄道株式会社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものとする。

4 法附則第十二条の二の七第一項第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

5 法附則第十二条の二の七第一項第四号に規定する動力耕うん機その他の政令で定める機械は、農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものとする。

一及び二 略

6 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、

のは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

2 法附則第十二条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める者は、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者とする。

3 法附則第十二条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める機械は、日本貨物鉄道株式会社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものとする。

4 法附則第十二条の二の四第一項第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

5 法附則第十二条の二の四第一項第四号に規定する動力耕うん機その他の政令で定める機械は、農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものとする。

一及び二 略

6 法附則第十二条の二の四第一項第五号に規定する陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、

同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

7 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成二十四年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

8 第四十三条の十七の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の三十一第四項の規定による免除又は還付の手続について準用する。

9 第四十三条の四の規定は、法附則第十二条の二の七第四項の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条の三第一項第三号に規定する法附則第十二条の二の七第一項に規定する軽油の引取りに係る軽油の譲渡をしようとする者について準用する。

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 法附則第十五条第一項に規定する倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものは、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下この項において「倉庫業者」という。）に利用さ

同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

略

7 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成二十四年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

8 第四十三条の十七の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の三十一第四項の規定による免除又は還付の手続について準用する。

9 第四十三条の四の規定は、法附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条の三第一項第三号に規定する法附則第十二条の二の四第一項に規定する軽油の引取りに係る軽油の譲渡をしようとする者について準用する。

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 法附則第十五条第二項に規定する倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものは、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下この項において「倉庫業者」という。）に利用さ

せるための倉庫を建設することを目的として設立された法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

2 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 略

ロ 倉庫業法第六条第一項第四号の基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第一項に規定する倉庫業者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

ハト 略

二 略

3 法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一〜五 略

4 法附則第十五条第一項に規定する上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものは、港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の

せるための倉庫を建設することを目的として設立された法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

2 法附則第十五条第二項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 略

ロ 倉庫業法第六条第一項第四号の基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第二項に規定する倉庫業者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

ハト 略

二 略

3 法附則第十五条第二項に規定する特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一〜五 略

4 法附則第十五条第二項に規定する上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものは、港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の

許可を受けた者に限る。以下この項において「港湾運送事業者」という。
（）に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

5 法附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるものは、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された上屋（貨物の保管の用に供する部分に限る。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十五条第一項に規定する港湾運送事業者が自ら港湾運送事業法第二条第二項に規定する港湾運送事業の用に供するものであること。
と。

二 五 略

6 法附則第十五条第二項に規定する既存の施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものは、同項に規定する施設又は設備（以下この項において「施設等」という。）で既に事業の用に供されていたものを当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該事業の用に供しなくなつた施設等に代えて当該事業の用に供される施設等とする。

許可を受けた者に限る。以下この項において「港湾運送事業者」という。
（）に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

5 法附則第十五条第二項に規定する流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるものは、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された上屋（貨物の保管の用に供する部分に限る。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十五条第二項に規定する港湾運送事業者が自ら港湾運送事業法第二条第二項に規定する港湾運送事業の用に供するものであること。
と。

二 五 略

6 法附則第十五条第三項に規定する既存の施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものは、同項に規定する施設又は設備（以下この項において「施設等」という。）で既に事業の用に供されていたものを当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該事業の用に供しなくなつた施設等に代えて当該事業の用に供される施設等とする。

7 法附則第十五条第四項の表の第一号に規定する政令で定める償却資産は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第五号、第七号及び第八号に規定する廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破碎施設及び

廃プラスチック類の焼却施設で総務省令で定めるもの（既に事業の用に供されていたこれらの施設を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなったこれらの施設に代えて当該事業の用に供されるものを除く。）とする。

8 法附則第十五条第四項の表の第二号に規定する指定施設で政令で定めるものは、湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第一号に掲げる施設とする。

9 法附則第十五条第四項の表の第二号に規定する政令で定める償却資産は、前項に規定する施設から生ずる汚水の処理の用に供する償却資産（既に事業の用に供されていた償却資産を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった償却資産に代えて当該事業の用に供される償却資産を除く。）のうち、豚、牛又は馬のふん尿の処理施設で総務省令で定めるものとする。

10 法附則第十五条第四項の表の第三号に規定する政令で定める償却資産は、水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場（以下この項において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。）又は特定事業場の設置者であつた者（同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための施設（既に事業の用に供されていた施設を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設に代えて当該事業の用に供される施設を除く。）で総務省令で定めるものとする。

7 法附則第十五条第三項 規定する政令で定める償却資産

は、土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための施設（既に事業の用に供されていた施設を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設に代えて当該事業の用に供される施設を除き、同法第六条第四項に規定する要措置区域及び同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で総務省令で定めるものとする。

11 法附則第十五条第四項の表の第四号に規定する政令で定める償却資産

は、土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための施設（既に事業の用に供されていた施設を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設に代えて当該事業の用に供される施設を除き、同法第五条第一項に規定する指定区域 以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で総務省令で定めるものとする。

12 法附則第十五条第六項に規定する既存の施設又は設備に代えて設置するもので公共の危害防止に資する効果が著しく高いものとして政令で定めるものは、同条第三項第一号から第三号まで及び第五号から第十号までに掲げる施設又は設備（以下この項において「施設等」という。）で既に事業の用に供されていたものを当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設等に代えて当該事業の用に供される施設等のうち、公共の危害防止に資する効果が著しく高いものとして総務省令で定める要件を満たしており、かつ、当該要件を満たすことについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

13 法附則第十五条第七項に規定する政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設（既に事業の用に供されていた施設を当該事業の用に供しな

8| 法附則第十五条第六項に規定する政令で定める部分は、同項に規定する特定建築物（以下この項において「特定建築物」という。）の都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化施設（以下この項において「緑化施設」という。）のうち、緑化施設の一平方メートル当たりの取得価額として総務省令で定める額に当該特定建築物の敷地面積に当該特定建築物の緑化率（同条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度を乗じて得た数値を乗じて得た額に相当する部分とする。

9| 法附則第十五条第六項に規定する緑化施設で政令で定めるものは、取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二百万円以上の緑化施設で総務省令で定めるものとする。

10| 法附則第十五条第七項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一〜三 略

11| 法附則第十五条第八項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二

くなつたことに伴い、当該事業の用に供しなくなつた施設に代えて当該事業の用に供される施設を除く。）で総務省令で定めるものとする。

14| 法附則第十五条第十項に規定する政令で定める部分は、同項に規定する特定建築物（以下この項において「特定建築物」という。）の都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化施設（以下この項において「緑化施設」という。）のうち、緑化施設の一平方メートル当たりの取得価額として総務省令で定める額に当該特定建築物の敷地面積に当該特定建築物の緑化率（同条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度を乗じて得た数値を乗じて得た額に相当する部分とする。

15| 法附則第十五条第十項に規定する緑化施設で政令で定めるものは、取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二百万円以上の緑化施設で総務省令で定めるものとする。

16| 法附則第十五条第十一項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一〜三 略

17| 法附則第十五条第十二項に規定する政令で定める事業所は、常時雇用する第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第四号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働精神障害者の数に二

分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

12| 法附則第十五条第八項 に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

13| 法附則第十五条第九項 に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大臣が指定するものとする。

14| 法附則第十五条第九項 に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

15| 法附則第十五条第九項 に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するも

分の一を乗じて得た数を加算した数（以下この項において「雇用心身障害者数」という。）が二十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（同条第二項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の総数

に対する雇用心身障害者数の割合が二分の一以上である事業所とする。

18| 法附則第十五条第十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した家屋のうち作業の用に供するもので、総務省令で定めるものとする。

19| 法附則第十五条第十三項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人（以下この項において「指定法人」という。）及びその基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人に準ずるもので総務大臣が指定するものとする。

20| 法附則第十五条第十三項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令 第四条第一項第一号の係留とする。

21| 法附則第十五条第十三項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するも

ので次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

16| 法附則第十五条第十項に規定する沖繩電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

17| 法附則第十五条第十一項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、再生利用の目的となる廃棄物を処理するための機械その他の設備（当該処理と一貫して行われる再生品の生産のための機械その他の設備を含む。）で廃棄物による公害の発生防止及び資源の有効利用の促進に著しく寄与するものとして総務省令で定めるものとする。

18| 法附則第十五条第十二項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

19| 法附則第十五条第十三項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

20| 法附則第十五条第十四項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものは、放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれ

ので次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

22| 法附則第十五条第十四項に規定する沖繩電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、当該電気供給業の用に供する償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

23| 法附則第十五条第十五項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、再生利用の目的となる廃棄物を処理するための機械その他の設備（当該処理と一貫して行われる再生品の生産のための機械その他の設備を含む。）で廃棄物による公害の発生防止及び資源の有効利用の促進に著しく寄与するものとして総務省令で定めるものとする。

24| 法附則第十五条第十六項に規定する地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者が取得した償却資産で総務省令で定めるもの（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及びこれに基づく命令以外の法令により当該償却資産の設置義務を負う者が当該設置義務に基づき取得するものを除く。）とする。

25| 法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、機関車及びコンテナ用の貨車のうち、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する車両として総務省令で定めるものとする。

26| 法附則第十五条第十八項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものは、放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれ

に附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

21) 法附則第十五条第十五項に規定する電気通信事業者又は有線放送電話業者が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、交換設備に附帯する設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

に附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

27) 法附則第十五条第十九項に規定する電気通信事業者
が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、交換設備に附帯する設備及び無線設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業（次項において「高度通信施設整備事業」という。）により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

28) 法附則第十五条第十九項に規定する有線放送電話業者が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、交換設備に附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

29) 法附則第十五条第二十項に規定する電気通信事業者が新設した電気通信設備又は施設で政令で定めるものは、交換設備及びこれに附帯する設備、電力設備並びに無線設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施す

22] 法附則第十五条第十六項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、光幹線路（光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。以下この項において同じ。）及び光端局装置（光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。）で、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

23] 法附則第十五条第十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産のうち卸売場、仲卸売場又は生鮮食料品等の保管所若しくは積込所の用に供する家屋及び倉庫並びにこれらに附属する機械設備で総務省令で定めるものとする。

24] 法附則第十五条第十九項に規定する設備で政令で定めるものは、一台又は一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価

る同法第二条第四項に規定する信頼性向上施設整備事業（次項において「信頼性向上施設整備事業」という。）により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

30] 法附則第十五条第二十項に規定する有線テレビジョン放送事業者が新設した電気通信設備で政令で定めるものは、電力設備のうち総務省令で定めるもので、信頼性向上施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

31] 法附則第十五条第二十一項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、光幹線路（光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。以下この項において同じ。）及び光端局装置（光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。）で、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

32] 法附則第十五条第二十三項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産のうち卸売場、仲卸売場又は生鮮食料品等の保管所若しくは積込所の用に供する家屋及び倉庫並びにこれらに附属する機械設備で総務省令で定めるものとする。

33] 法附則第十五条第二十四項に規定する設備で政令で定めるものは、一台又は一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価

額をいう。)が二千万円以上の設備(同項に規定する充電するための設備にあつては、三百万円以上の設備)で総務省令で定めるものとする。

25| 法附則第十五条第二十項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

26| 法附則第十五条第二十項に規定する改良工事で政令で定めるものは、鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

27| 法附則第十五条第二十項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

28| 法附則第十五条第二十項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

額をいう。)が二千万円以上の設備(同項に規定する充電するための設備にあつては、三百万円以上の設備)で総務省令で定めるものとする。

34| 法附則第十五条第二十五項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一及び二 略

35| 法附則第十五条第二十五項に規定する改良工事で政令で定めるものは、鉄道又は軌道の駅又は停留場の周辺において実施される土地区画整理法による土地区画整理事業、都市再開発法による市街地再開発事業その他市街地の整備改善のための事業と一体的に行われる改良工事で総務大臣が指定するものとする。

36| 法附則第十五条第二十五項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋とする。

37| 法附則第十五条第二十五項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

38| 法附則第十五条第二十八項に規定する改良工事で政令で定めるものは、当該改良工事を行うのに必要な資金の額(土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除いた額とする。)(が十億円以上であり、かつ、当該改良工事により既設の駅又は停留場における二以上の鉄道事業者(鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者をいう。)又は軌道事業者(軌道法第四条に規定する軌道事業者をいう。)の鉄道又は軌道の乗継ぎの円滑化が図られる改良工事で総務省令で定めるものとする。

29] 法附則第十五条第二十三項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

30] 法附則第十五条第二十三項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

31] 法附則第十五条第二十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第二十三項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

32] 法附則第十五条第二十四項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係

39] 法附則第十五条第二十八項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

40] 法附則第十五条第二十八項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

41] 法附則第十五条第二十九項に規定する区間で政令で定めるものは、同項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とする。

42] 法附則第十五条第二十九項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

43] 法附則第十五条第二十九項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 三 略

四 遊休状態にある土地及び家屋（法附則第十五条第二十九項に規定する特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五及び六 略

44] 法附則第十五条第三十項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係

る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

33| 法附則第十五条第二十六項に規定する政令で定める公共交通特定事業は、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

34| 法附則第十五条第二十六項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 略

35| 法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

36| 法附則第十五条第二十六項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

37| 法附則第十五条第二十八項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で

る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

45| 法附則第十五条第三十一項に規定する政令で定める設備は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第三項に規定する一般と畜場において同法第六条及び第九条に規定する措置を講ずるために必要な設備で総務省令で定めるものとする。

46| 法附則第十五条第三十三項に規定する政令で定める公共交通特定事業は、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

47| 法附則第十五条第三十三項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 略

48| 法附則第十五条第三十三項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

49| 法附則第十五条第三十三項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

50| 法附則第十五条第三十五項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で

政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

38| 法附則第十五条第二十八項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

51| 法附則第十五条第三十五項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

52| 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める特定用途港湾施設は、港湾法施行令第四条第一項第一号の用途に供される港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に譲渡される旨が定められていることについて当該港湾管理者が証明したものである。

53| 法附則第十五条第三十六項に規定する特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する家屋及び償却資産
- 二 宿舍の用に供する家屋及び償却資産
- 三 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

54| 法附則第十五条第三十七項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理を行うための家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの

39) 法附則第十五条第二十九項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

40) 法附則第十五条第三十項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

41) 法附則第十五条第三十項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 四 略

42) 法附則第十五条第三十一項に規定する家屋及び償却資産で政令で定め

以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する家屋及び償却資産
- 二 宿舍の用に供する家屋及び償却資産
- 三 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

55) 法附則第十五条第三十八項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

56) 法附則第十五条第三十九項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

57) 法附則第十五条第三十九項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 四 略

58) 法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産で政令で定め

るものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

43| 法附則第十五条第三十二項に規定する集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものは、二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報を処理するための電子計算機による情報処理システムを構成する設備で総務省令で定めるもの（既に事業の用に供されていた設備を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった設備に代えて当該事業の用に供される設備を除く。）とする。

44| 法附則第十五条第三十三項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 及び二 略

45| 法附則第十五条第三十四項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

46| 法附則第十五条第三十五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び

るものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

59| 法附則第十五条第四十一項に規定する集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものは、二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報を処理するための電子計算機による情報処理システムを構成する設備で総務省令で定めるもの（既に事業の用に供されていた設備を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった設備に代えて当該事業の用に供される設備を除く。）とする。

60| 法附則第十五条第四十二項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一 及び二 略

61| 法附則第十五条第四十三項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

62| 法附則第十五条第四十四項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び

償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

47| 法附則第十五条第三十六項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

48| 法附則第十五条第三十六項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

49| 法附則第十五条第三十七項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、搬送設備、交換設備、市内線路設備及び管理設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

50| 法附則第十五条第三十八項に規定する政令で定める者は、第十三項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

51| 法附則第十五条第四十項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

63| 法附則第十五条第四十五項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

64| 法附則第十五条第四十五項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

65| 法附則第十五条第四十六項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

66| 法附則第十五条第四十七項に規定する政令で定める者は、第十九項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

67| 法附則第十五条第四十九項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〇六略

52| 法附則第十五条第四十項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〇五略

53| 法附則第十五条第四十三項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

54| 法附則第十五条第四十六項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、第十五項に規定する固定資産とする。

(特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける家屋等の範囲)

第十二条の二

一〇六略

68| 法附則第十五条第四十九項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一〇五略

69| 法附則第十五条第五十七項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(阪神・淡路大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第十二条の二 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、

次に掲げる者とする。

一 平成七年度に係る賦課期日における法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下第五項まで、第七項及び第九項において「被災住宅用地」という。）の所有者

二 平成七年一月二日から同月十六日までの間に被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続によつて被災住宅用地

の全部又は一部を取得した者を含む。)が個人である場合において平成七年一月十七日以後にその者についての相続によりその者が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において平成七年一月十七日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得したその者の三親等内の親族(前号に該当する者を除く。)

五 第一号又は第二号に掲げる者(この号の規定により合併又は分割によつて被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。)が法人である場合において平成七年一月十七日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2 法附則第十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の二第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地とみなされた土地(以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。)の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成七年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

3 法附則第十六条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成七年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はそ

の共有持分を有していた者

二 平成七年一月二日から同月十六日までの間に被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部が共有持分を取得した者

三 前二号に掲げる者（この号の規定により相続によつて被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部が共有持分を取得した者を含む。）が個人である場合において平成七年一月十七日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部が共有持分を取得した者

四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において平成七年一月十七日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部が共有持分を取得したその者の三親等内の親族（前号に該当する者を除く。）

五 第一号又は第二号に掲げる者（この号の規定により合併又は分割によつて被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部が共有持分を取得した者を含む。）が法人である場合において平成七年一月十七日以後に当該法人をその当事者とする合併又は分割により当該法人が所有し、又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部が共有持分を取得した法人

4 | 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各

号に定める土地とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に規定する特定被災共用土地（次号及び次項において「被災共用土地等」という。）である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める土地

イ 前項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び次項において「従前所有者等」という。）が平成七年一月十六日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号までに掲げる者（以下この号及び次項において「相続人等」という。）

（）が平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合、その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部（その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部）の面積が当該従前所有者等が平成七年一月十六日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積に相当する土地）

ロ 従前所有者等が平成七年一月十六日において被災住宅用地の全部

又は一部を所有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成七年一月十六日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積）の合計に相当する土地

ハ 従前所有者等が平成七年一月十六日において被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該従前所有者等又は相続人等が平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積（当該面積が当該従前所有者等が平成七年一月十六日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用

地の面積（相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に應ずる被災住宅用地の面積のうち、総務省令で定めるもの）を超える場合は、当該面積）の合計に相当する土地

二 被災共用土地等である土地 次の表の上欄に掲げる当該土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この号、次項及び第七項において同じ。）の区分及び同表の中欄に掲げる当該被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積（当該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合には、当該十倍の面積）に乗じて得た面積に相当する土地（当該被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被災区分所有家屋に係る土地を除く。）

被災区分所有家屋		被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合	率
イ 口に掲げる被災区分所有家屋以外の被災区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	合	〇・五
	二分の一以上		一・〇

ロ 地上階数五以上を有する 耐火建築物であつた被災 区分所有家屋	四分の一以上二分の一未満	〇・五
	二分の一以上四分の三未満	〇・七五
区分所有家屋	四分の三以上	一・〇

5 | 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合とは、平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日において平成七年一月十六日において有していた被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等（平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前所有者等を含む。）が平成七年一月十六日において所有していた被災区分所有家屋の専有部分（第七項において「特定専有部分」という。）のうち、平成七年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成十年政令第百十四号）第一条の規定による改正前の地方税法施行令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。）の用に供する部分を除く。）であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。

6 | 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項第二号の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第十二条の二第四項第二号」と、「同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

7 | 法附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅

用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の第二項において準用する同条第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成七年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに定める土地

イ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地とみなされた土地

ロ 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下この号において「特別適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特別適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8 前項に規定する特例適用住居数の認定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9 法附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項において「住宅用地」という。）とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10 前項の規定は、法附則第十六条の二第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の二第一項」とあるのは「法附則第十六条の二第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法附則第十六条の二第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋（次項及び第十五項において「被災家屋」という。）の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第十六条の二十項に規定する取得され、又は改築された家屋に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は同号に規定する分割に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

12 法附則第十六条の二十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る家屋及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、同号

① 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

13 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条又は第七百二条の八の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合は、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

一 法附則第十六条の二第一項に規定する災害により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項から第三項までにおいて「災害被災家屋」という。）の所有者（当該災害被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 略

三 法附則第十六条の二第一項に規定する取得され、又は改築された家屋（次項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 略

2 法附則第十六条の二第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 略

3 前項（第七項、第九項及び第十三項）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に定めるもののほか、災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときの

同項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

4 法附則第十六条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の二第二項に規定する災害により滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び次項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持

一 法附則第十六条の二第十一項に規定する災害により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項から第十五項までにおいて「災害被災家屋」という。）の所有者（当該災害被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 略

三 法附則第十六条の二第十一項に規定する取得され、又は改築された家屋（次項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 略

14 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三 略

15 第十二項及び前項（第十九項、第二十一項及び第二十五項）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に定めるもののほか、被災家屋若しくは災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は第十二項第二号若しくは前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときのこれらの項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

16 法附則第十六条の二第十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第十六条の二第十二項に規定する災害により滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び次項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持

分を有する者を含む。）

二〇四 略

5| 法附則第十六条の二第二項 に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。）

前項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合によつて法附則第十六条の二第二項 に規定する取得され、又は改良された償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合の代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二及び三 略

6| 法附則第十六条の二第三項 に規定する政令で定める区域は、平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域とする。

7| 第一項の 規定は法附則第十六条の二第三項 に規定する政令で定める者について、第二項 の規定は同条第三項 に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

8| 法附則第十六条の二第四項 に規定する政令で定める区域は、平成十九年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

9| 第一項 の規定は法附則第十六条の二第四項 に規定する政令で定める者について、第二項の 規定は同条第四項 に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

分を有する者を含む。）

二〇四 略

17| 法附則第十六条の二第十二項 に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。）

前項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合によつて法附則第十六条の二第十二項 に規定する取得され、又は改良された償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合の代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二及び三 略

18| 法附則第十六条の二第十三項 に規定する政令で定める区域は、平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域とする。

19| 第十三項の規定は法附則第十六条の二第十三項 に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十三項 に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

20| 法附則第十六条の二第十四項 に規定する政令で定める区域は、平成十九年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

21| 第十三項の規定は法附則第十六条の二第十四項 に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十四項 に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

- 10 法附則第十六条の二第五項に規定する政令で定める区域は、第八項に規定する区域とする。
- 11 第四項の規定は法附則第十六条の二第五項に規定する政令で定める者について、第五項の規定は同条第五項に規定する政令で定める部分について準用する。
- 12 法附則第十六条の二第六項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。
- 13 第一項の規定は法附則第十六条の二第六項に規定する政令で定める者について、第二項の規定は同条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。
- 14 法附則第十六条の二第七項に規定する政令で定める区域は、第十二項に規定する区域とする。
- 15 第四項の規定は法附則第十六条の二第七項に規定する政令で定める者について、第五項の規定は同条第七項に規定する政令で定めるところについて準用する。
- 16 第一項（第七項、第九項及び第十三項）において準用する場合を含む。）又は第四項（第十一項）及び前項において準用する場合を含む。）に規定する者が法附則第十六条の二第一項から第七項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければなら
- 22 法附則第十六条の二第十五項に規定する政令で定める区域は、第二十項に規定する区域とする。
- 23 第十六項の規定は法附則第十六条の二第十五項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十五項に規定する政令で定める部分について準用する。
- 24 法附則第十六条の二第十六項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。
- 25 第十三項の規定は法附則第十六条の二第十六項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十六項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。
- 26 法附則第十六条の二第十七項に規定する政令で定める区域は、第二十四項に規定する区域とする。
- 27 第十六項の規定は法附則第十六条の二第十七項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十七項に規定する政令で定めるところについて準用する。
- 28 第十一項、第十三項（第十九項、第二十一項及び第二十五項）において準用する場合を含む。）又は第十六項（第二十三項）及び前項において準用する場合を含む。）に規定する者が法附則第十六条の二第十項から第十七項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければなら

ない。

17| 略

(法附則第三十三條第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六條の二の八 略

2及び3 略

4| 法附則第三十三條第四項に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

5| 法附則第三十三條第五項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たす文化学術研究施設のうち、事務所以外の施設とする。

一 略

二 当該文化学術研究施設を設置することが法附則第三十三條第五項に規定する計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

ない。

29| 略

(法附則第三十三條第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六條の二の八 略

2及び3 略

4| 法附則第三十三條第四項に規定する政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項の規定による認定を受けて行う一般廃棄物の処分^一の事業の用に専ら供する施設又は同法第十五条の四の三第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の処分^二の事業の用に専ら供する施設のうち、事務所以外の施設とする。

5| 法附則第三十三條第五項に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

6| 法附則第三十三條第六項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たす文化学術研究施設のうち、事務所以外の施設とする。

一 略

二 当該文化学術研究施設を設置することが法附則第三十三條第六項に規定する計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

(法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条の規定の適用がある場合における同条の規定の適用)

第十六条の二十 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条第一項から第五項までの規定の適用がある場合における同条第一項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法附則第三十三条第二項から第四項まで	当該施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
	第七百一条の四十一第三項	同条第三項
法附則第三十三条第五項	当該文化学術研究施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該文化学術研究施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
	第七百一条の四十一第三項	同条第三項

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

(法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条の規定の適用がある場合における同条の規定の適用)

第十六条の二十 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条第一項から第六項までの規定の適用がある場合における同条第一項から第六項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法附則第三十三条第二項から第五項まで	当該施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
	第七百一条の四十一第三項	同条第三項
法附則第三十三条第六項	当該文化学術研究施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該文化学術研究施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
	第七百一条の四十一第三項	同条第三項

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

22 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 五 略

六 附則第十八条の九の規定により読み替えて適用される第五十六条の

八十九第二項第二号

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 五 略

六 附則第二十条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十

九第二項第二号

25 及び 26 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

22 略

31 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号

22 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 五 略

六 附則第十八条の九の規定により読み替えて適用される第五十六条の

八十九第二項第二号イ

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 五 略

六 附則第二十条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十

九第二項第二号イ

25 及び 26 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

22 略

31 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号

に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 五 略

六 附則第二十条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十

九第二項第二号

32及び33 略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八条の六の二 道府県民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五

条の三の二第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の三の二第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

2 法附則第三十五条の三の二第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額とする。

一 取引所売買株式等（その売買が主として金融商品取引所（金融商品

に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 五 略

六 附則第二十条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十

九第二項第二号イ

32及び33 略

- 取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。以下この号において同じ。）において行われている株式等をいう。以下この号において同じ。） 金融商品取引所において公表された法附則第三十五条の三の二第二項に規定する事由（以下この項において「払出事由」という。）が生じた日における当該取引所売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額
- 二 店頭売買株式等（租税特別措置法施行令第二十五条の八第八項第二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。以下この号において同じ。） 金融商品取引法第六十七条の十九の規定により公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額
- 三 その他価格公表株式等（前二号に掲げる株式等以外の株式等のうち

、価格公表者（株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいう。以下この号において同じ。）によつて公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下この号において同じ。） 価格公表者によつて公表された払出事由が生じた日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

四 前三号に掲げる株式等以外の株式等 その株式等の払出事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額

3 | 市町村民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五条の三の二第四項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の株式等を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2～14 略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～五 略

六 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八

十九第二項第二号

16及び17 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の八 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法附則第三十五条の五の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、

同項第二号中「法第七百三条の五」に規定する総所得金額」とあるのは、「法附則第三十五条の五の規定により読み替えられた法第七百

三条の五」に規定する総所得金額」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の九 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項に規定する上場

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2～14 略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～五 略

六 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八

十九第二項第二号イ

16及び17 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の八 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法附則第三十五条の五の規定の適用がある場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、

同項第二号イ中「法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額」とあるのは、「法附則第三十五条の五の規定により読み替えられた法第七百

三条の五第一項に規定する総所得金額」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十八条の九 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項に規定する上場

株式等に係る配当所得の金額を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十九条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条

株式等に係る配当所得の金額を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十九条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の三第五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十九条の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条

第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の二第六項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例)

第二十二条 法附則第三十八条に規定する退職被保険者等所属市町村における第五十六条の八十九の規定の適用については、同条第二項第二号イ(1)中「被保険者に」とあるのは、「一般被保険者(国民健康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等以外の国民健康保険の被保険者をいう

(法附則第四十条の政令で定める者等)

第二十二條 法附則第四十条に規定する政令で定める者は、附則第十一条第五十項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則第十一条第十三項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十三條 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第七条第七項第三号、附則第十一条第十項第三号、第十三項、第三十四項第三号及び第五十項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

2 5 略

6 法附則第四十一条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する認可地縁団体が、解散前の同項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められる基準として総務大臣が

に」とする。

(法附則第四十条の政令で定める者等)

第二十三條 法附則第四十条に規定する政令で定める者は、附則第十一条第六十六項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則第十一条第十九項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十四條 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第七条第十項第三号、附則第十一条第十六項第三号、第十九項、第四十七項第三号及び第六十六項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

2 5 略

定めるものに適合することとする。

7| 総務大臣は、前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。
°|

第二条による改正（国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号））

<p>改 正 案</p>	<p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="798 206 957 1102"> <tr> <td data-bbox="906 206 957 376">略</td> <td data-bbox="798 206 906 376">第四条の二</td> <td data-bbox="798 376 906 600">三分の一</td> <td data-bbox="798 600 906 1102">千分の四百七</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 206 906 376">第五項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>4 ～ 19 略</p>	略	第四条の二	三分の一	千分の四百七	第五項			
略	第四条の二	三分の一	千分の四百七						
第五項									
<p>現 行</p>	<p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="906 1160 957 2056"> <tr> <td data-bbox="906 1160 957 2056">略</td> </tr> </table> <p>4 ～ 19 略</p>	略							
略									

<p>改 正 案</p>	<p>（特定外国配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第二条の五 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。）について法第三条の二の二十項又は第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
<p>現 行</p>	<p>（特定外国配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第二条の五 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。）について法第三条の二の二十項又は第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>